会計情報

Accounting, Tax & Consulting

「金融審議会ディスクロージャーワーキング・ グループ報告(令和4年12月27日)」の概要

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告 に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」の改訂について 時価算定会計基準に関連する開 2022年IPO市場の動向 示の事例分析(第1回)





Contents

「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ 2 報告(令和4年12月27日)」の概要 公認会計士 遠藤 和人 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並び に財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する 実施基準」の改訂について 公認会計士 長塚 弦 13 時価算定会計基準に関連する開示の事例分析(第1回) 公認会計士 早野 真史 17 2022年IPO市場の動向 会計・監査 -IPO戦略推進室・IPO監査専門チーム 公認会計士 鈴木 覚 金融庁:「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の 22 改正案に対するパブリックコメントの結果等について 『会計情報』編集部 金融庁:「記述情報の開示の好事例集2022」の公表 23 (サステナビリティ情報等に関する開示) 『会計情報』編集部 ASBJ: 実務対応報告公開草案第64号「グローバル・ミ 24 ニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果 会計の適用に関する当面の取扱い(案)」の公表 『会計情報』編集部 iGAAP in Focus 25 Closing Out 2022 רישטור איני בייטור בייטור איני בי iGAAP in Focus 財務報告 IASB、OECDの第2の柱モデルルールから生じる繰延 38 税金の会計処理について一時的な例外を導入するIAS IFRS — 第12号の修正を提案する トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス 国際会計基準(IFRS)一つくり手の狙いと監査 40 第32回 IFRS第17号「保険契約」(その1) 前 国際会計基準審議会 (IASB) 理事 鶯地 隆継 グループ通算制度の重要ポイント(第3回) 税務-43 グループ通算制度からの離脱・取止めの取扱い デロイトトーマツ税理士法人 公認会計士・税理士 大野 久子 会計基準等開発動向 『会計情報』編集部

Information | 52 新刊書籍のご案内

「金融審議会ディスクロージャーワーキン グ・グループ報告(令和4年12月27日)」 の概要

公認会計士 遠藤 和人

1. はじめに

2022年12月27日に金融庁金融審議会ディスクロー ジャーワーキング・グループ(以下「DWG」という) 四半期開示に関して四半期決算短信に一本化する方向性 から「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グル ープ報告」(以下「本報告書」という)が公表された。 本報告書では、四半期開示の見直し及びサステナビリテ ィに関する企業の取組みの開示についての方向性が示さ れている。

本稿では、これらの概要及び主要な項目について解説 する。

2. 公表の経緯・目的

DWGでは、2022年6月に公表した「ディスクロージ ャーワーキング・グループ報告」(以下「2022年6月 報告」という)において、中長期的な企業価値向上につ

ながる資本市場の構築に向け、サステナビリティ情報等 の非財務情報の開示充実の施策や四半期開示の見直しに 係る施策を取りまとめていた。2022年6月報告では、 が示されたが、この具体化に向けた課題や、サステナビ リティ開示に関して、我が国におけるサステナビリティ 基準委員会(以下「SSBI」という)の役割の明確化や ロードマップについて、引き続き検討することとされて いた。

DWGでは、これらの事項について2022年10月から 4回にわたって審議を行ってきており、本報告書はその 検討結果を取りまとめたものとして公表されたものであ る1。

3. 本報告書の内容

本報告書の構成は、図表1のとおりである。

【図表1】 本報告書の構成

	本報告書の目次	本稿での説明			
1.	I. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング				
	1. 四半期開示の見直し				
	(1) 四半期決算短信の義務付けの有無	3.1(1)			
	(2) 適時開示の充実	3.1(2)			
	(3) 四半期決算短信の開示内容				
	(4) 四半期決算短信に対する監査人によるレビューの有無	3.1 (4)			
	(5) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント	3.1(5)			
	(6) 半期報告書及び中間監査のあり方	3.1(6)			
	(7) その他の論点	3.1(7)			
П.	II. サステナビリティに関する企業の取組みの開示				
	1. サステナビリティ開示を巡る国際的な動向と我が国における対応	3.2(1)			
	2. サステナビリティ基準委員会(SSBJ)の役割や開示基準の位置付け	3.2(2)			

出所:金融庁「金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2022年12月27日) p.1

3. サステナビリティ情報に対する保証のあり方	3.2(3)
4. ロードマップ	3.2(4)

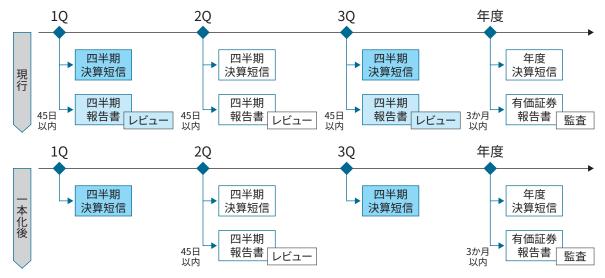
(出所:金融庁「金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2022年12月27日)をもとに筆者作成

3.1 四半期開示をはじめとする情報開示 の頻度・タイミング

2022年6月報告では、四半期開示について、コスト 削減や開示の効率化の観点から金融商品取引法の四半期 報告書(第1・第3四半期)を廃止し、取引所規則に基 づく四半期決算短信に「一本化」する方向性が示されて いた。本報告書では、「一本化」の具体化にあたって、 四半期開示を含めた期中開示全体を俯瞰した検討が重要

とされ、取引所の適時開示の充実を図りながら、将来的 に期中における情報開示のあり方について、信頼性を確 保しつつ、投資判断における重要性が高まっている適時 の情報開示に重点を置いた枠組みへと見直していくこと も考えられるとして、これらの議論を踏まえ、「一本化」 の具体化における各論点について次の通り検討が行われ ている。なお、本報告書における四半期開示の見直しの 概要は図表2のとおりである。

【図表2】四半期開示「一本化」の概要



(出所:金融庁「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要(四半期開示)(2022年12月公表)」をもとに筆者作成

(1) 四半期開示の見直し

現行の四半期開示は、速報性と、比較可能性及び信頼 性を確保しながら、特定の期限までに、集約された財務 情報が開示される枠組みであり、その情報を基に投資家 が投資判断を行うという実務が形成されており、この四 半期開示については、投資家及び企業双方にメリットが あるとされてきた。

一方、積極的な適時開示により期中において充実した 情報が適時に提供される環境が確立できれば、必ずしも 一律に四半期開示を求める必要はないとの考え方も聞か れている。

この四半期開示の任意化については、例えば図表3の ような意見が聞かれているとされている。

【図表3】四半期開示の任意化に対する意見

任意化を求める意見	任意化に慎重な意見
●四半期開示は膨大な人的資源の投入を必要とし、企業 に多大な事務負担をもたらしている。	● そもそも適時開示と、四半期開示のような定期開示とは性質が異なるため、必ずしも適時開示の充実により四半期開示を 代替できるわけではない。
	●「一本化」後の四半期決算短信の任意化への反対意見 ▶現在、企業において適時開示が期待通りに行われていない 状況を踏まえると、四半期決算短信の任意化は困難であ り、企業の開示に対する意識やカルチャーの改善が必要

- ▶任意化により企業の情報発信が全体として低下し、グロー バルな投資への影響が危惧され、任意化のメリットである 企業負担の軽減よりもデメリットが上回るおそれ
- ▶四半期開示を任意化した欧州企業のように、株主総会前に 十分な期間を空けて有価証券報告書を開示すべきであると ころ、企業においてそのような姿勢が整っていないにも関 わらず任意化することは開示の後退を招く

(出所:金融庁「金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2022年12月27日) p.3-4をもとに筆者作成

本報告書では、上記の「任意化に反対する意見」に見 られるように、日本企業の開示を巡る現状に照らすと、 経営戦略の進捗状況の確認としての意義、平均的な企業 の開示姿勢への懸念や、開示の後退と受け取られること で日本市場全体の評価が低下するおそれ等に鑑みて、当 面は、四半期決算短信を一律に義務付けることが考えら れる、としている。

そのうえで、将来的な四半期決算短信の任意化につい ては、今後、適時開示の充実の達成状況や企業の開示姿 勢の変化のほか、適時開示と定期開示の性質上の相違に 関する意見等を踏まえたうえで、幅広い視点から継続的 に検討していくことが考えられる、としている。

(2) 適時開示の充実

本報告書では、企業環境の急速な変化や情報技術の進 展等を背景に、投資家の投資判断において企業による適 時の情報開示の重要性は高まっており、また、(1)に記 載の四半期開示の任意化を検討する前提として、適時開 示の充実は重要な考慮要素である、とされている。

本報告書では、企業の積極的な適時開示を促すため に、取引所において継続的に検討を進めることが考えら れる事項として次の点を挙げている²。

- 取引所における好事例の公表やエンフォースメン トの強化
- 適時開示ルールの見直し (細則主義から原則主義 への見直し、包括条項における軽微基準の見直 L)

適時開示ルールの見直しについては、細則が定め られている中でこれまで実務が行われてきた点 や、インサイダー取引規則及びフェア・ディスク ロージャー・ルールとの関係を考慮すべきとの意 見があり、これらも踏まえた検討が必要である。

また、本報告書では、投資判断における適時開示情報 の重要性が高まることを踏まえると、適時開示情報の信 頼性を確保することが重要となるが、これに対しては、 次の点を検討することが考えられるとしている 2 。

- ・企業における一層の体制整備
- 将来的に、重要な適時開示事項(例えば、企業が 公表する重要な財務情報等) について臨時報告書 の提出を求めることを検討すること
- ただし、重要な適時開示事項を臨時報告書の提出 事由とすることについては、対象が過度に広がり すぎると企業負担の増加となることから、その対 象範囲を明確化すべきとの意見があり、将来、具 体化する際には、重要な適時開示事項の範囲や、 将来情報が含まれる場合の取り扱いについて検討 していることが考えられる。

(3) 四半期決算短信の開示内容

本報告書では、「一本化」後の四半期決算短信の開示 内容について聞かれた意見としては主に図表4に示した ものがあったとされている。

【図表4】四半期決算短信の開示内容について聞かれた意見

開示内容の追加拡充は不要との意見 現行の開示内容のままでは、投資判断に必要な情報が十分 に提供されなくなるおそれがあるとの意見 ●四半期決算短信の速報性の確保や企業負担への配慮。四 ●これまでの四半期決算短信は、その後に四半期報告書が 半期決算短信の発表と併せて行われる企業の自主的な開 開示されることを前提に、速報性の観点から開示内容が 示の促進の観点から、開示内容の追加拡充は不要 簡素化されてきた経緯がある。 投資家においては、四半期報告書の注記情報等を投資判 断に利用している実務がある。

(出所:金融庁「金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2022年12月27日) p.5-6をもとに筆者作成

出所:金融庁「金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2022年12月27日) p.5

本報告書では、こうした意見や、現在の我が国の平均 (4) 四半期決算短信に対する監査人によるレビ 的な企業における開示姿勢等を踏まえると、今回の見直 しが情報開示の後退と受け取られないようにする観点か らは、原則として速報性を確保しつつ、投資家の要望が 特に強い事項(セグメント情報、キャッシュ・フローの 情報等)について、四半期決算短信の開示内容を追加す る方向で、取引所において具体的に検討を進めることがビューの要否について聞かれた意見としては、主に図表 考えられる、としている。

ューの有無

本報告書では、四半期報告書については、これまで、 四半期連結財務諸表に対する信頼性を確保する観点か ら、監査人によるレビューが求められてきたところ、 「一本化後」の四半期決算短信に対する監査人によるレ 5のとおりとしている。

【図表5】「一本化後」の四半期決算短信に対する監査人のレビューの要否に関する意見

監査人によるレビューの義務付けを求める意見	監査人によるレビューの義務付けを不要とする意見
財務情報の信頼性の確保、虚偽記載の早期発見、虚偽記載の動機の抑止等の観点	●第1・第3四半期報告書廃止後に上場会社が提出することとなる半期報告書と年度の有価証券報告書に対して監査人によるレビューや監査を行うことで、財務情報の信頼性を確保していくことが考えられる。 ●速報性の観点

(出所:金融庁「金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2022年12月27日) p.7をもとに筆者作成

本報告書では、これらの意見を踏まえると、速報性の 観点等から、四半期決算短信については監査人によるレ ビューを一律には義務付けないことが考えられる、とし ている。

他方、投資家から監査人によるレビューを求める意見 が一定程度あることや、企業側にもレビューを受けるか どうかは企業側の判断に委ねるべきであるとの意見があ ることを踏まえ、企業においてレビューを受けるかどう かは任意とするとともに、投資家への情報提供の観点か らレビューの有無を四半期決算短信において開示するこ とが考えられる、としている。

あわせて、例えば、会計不正が起こった場合(これに 伴い、法定開示書類の提出が遅延した場合を含む)や企 業の内部統制の不備が判明した場合、信頼性確保の観点 から、取引所規則により一定期間、監査人によるレビュ ーを義務付けることが考えられる、としている。その 際、監査人によるレビューを義務付ける要件やその期間 については、取引所において、不適正開示等に対する実 効性確保措置との関係も踏まえつつ、具体的に検討を進 めることが期待される、としている。

(5) 四半期決算短信の虚偽表示に対するエンフ ォースメント

本報告書では、四半期決算短信の虚偽表示に対するエ ンフォースメントについては、次のような考えを示して いる³。

●四半期決算短信は取引所における開示書類である ため、「一本化」後の四半期決算短信の虚偽表示 に対しては、まず、取引所においてエンフォース メントをより適切に実施していく。

- 法令上のエンフォースメントについて、四半期決 算短信に関しても情報の信頼性・正確性を確保す る観点から、虚偽記載について民刑事責任の責任 や課徴金などの対象とすべきとの意見があった が、これまで四半期報告書のみを対象とした課徴 金納付命令は極めて少ないことや、第1・第3四 半期報告書廃止後の半期報告書及び有価証券報告 書において法令上のエンフォースメントが維持さ れることを踏まえると、現時点では、これを不要 とすることが考えられる。
- ●「(2)適時開示の充実」のとおり、将来的に、重 要な適時開示事項(例えば、企業が公表する重要 な財務情報等)を臨時報告書の提出事由とする場 合には、四半期決算短信に含まれる情報も重要な 適時開示事項に含め臨時報告書の提出事由とする ことを検討していくことが考えられる。

(6) 半期報告書及び中間監査のあり方

金融商品取引法において、第1・第3四半期報告書を 廃止した後、上場企業は、開示義務が残る第2四半期報 告書を、同法上の半期報告書として提出することとなる が、当該半期報告書の取扱いやこれに対する中間監査の あり方について、本報告書では次のような考えを示して いる⁴。

●上場企業と投資家のこれまでの実務への配慮や、 半期の財務諸表に対する保証に関する国際的な整 合性の観点から、上場企業の半期報告書について は、現行と同様、第2四半期報告書と同程度の記

出所:金融庁「金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2022年12月27日) p.8-9 出所:金融庁「金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2022年12月27日) p.9-10 載内容と監査人のレビューを求め、提出期限を決算後45日以内とすることが考えられる。

- ●非上場企業については、金融商品取引法上、任意で、上場企業に義務付けられている四半期報告書を提出することができる枠組みがある。この点、これまでの実務への配慮や、半期報告書に求められている保証の枠組みを中間監査から国際的に整合性が図られているレビューに変更することで、海外投資家からの理解が深まるとの意見を踏まえると、非上場企業は、今回の四半期開示に見直し後においても、上場企業に義務付けられている半期報告書の枠組み(現在の第2四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビュー、45日以内の提出)を選択可能とすることが考えられる。
- ●なお、これまで、上場企業である銀行や保険会社等(金融商品取引法における「特定事業会社」)については、第2四半期報告書において、連結ベースに加え、単体ベースの中間財務諸表の開示と中間監査が求められてきた。これらについては、金融商品取引法上の第1・第3四半期報告書廃止後に、上場企業と同様の制度(現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容と、監査人のレビュー)に見直すべきとの意見があった。しかしながら、本件については、金融監督上の観点から、引き続き検討していくことが必要である。

(7) その他の論点

①会計基準・監査基準の整備

現行の四半期報告書に記載される四半期財務諸表は、企業会計基準委員会が設定した四半期会計基準に基づいて作成され、これに対する監査人のレビューは企業会計審議会が策定した四半期レビュー基準に準拠して行われている。本報告書では、これらの基準については、「一本化」後の四半期決算短信や半期報告書へ適用できるようにすることが合理的であるとの意見が聞かれたことを踏まえ、当局、ASBJ、取引所、日本公認会計士協会などの関係者において、今回の見直しに伴う必要な対応を行うことが考えられる、としている。

②公衆縦覧期間の延長

現行の半期報告書及び臨時報告書について、金融商品取引法上の公衆縦覧期間がこれらの報告書の虚偽記載に

対する課徴金の除斥期間より短いため、これらの報告書に対して、課徴金納付命令が行われる前に、公衆縦覧期間が終了している状態が生じかねない。本報告書ではこの点について、四半期報告書の廃止に伴い、半期報告書及び臨時報告書の法定開示上の重要性が高まることを踏まえると、これらの公衆縦覧期間については、金融商品取引法を改正し、有価証券報告書の公衆縦覧期間及び課徴金の除斥期間である5年間へ延長することを提案している(図表6)。

【図表6】半期報告書及び臨時報告書の公衆縦覧期間

	現行		提案	
	課徴金の 除斥期間 公衆縦!		覧期間	
半期報告書	5年間	3年間	5年間に延長	
臨時報告書		1年間	5年間に延長	

(出所:金融庁「金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2022年12月27日) p.11をもとに筆者作成

3.2 サステナビリティに関する企業の取 組みの開示

(1) サステナビリティ開示を巡る国際的な動向 と我が国における対応

本報告書では、サステナビリティ開示を巡る国内外の動きについて、図表7に示した内容を紹介している。そのうえで、我が国では、民間の取組みを基礎としながら、国際的な整合性を図りつつ、全体として充実したサステナビリティ開示を着実に進めていくことが重要であり、この観点から、国内の開示基準の検討や有価証券報告書への取込み、保証のあり方の議論、さらにこれらを支える人材育成等が必要となる、としている。特に人材育成については、中長期的な取組みが必要となり、例えば、サステナビリティ情報の作成や利用等に関する教育・訓練・研修を充実すること等により、社会全体として人材育成に取り組んでいくこととともに、企業において、サステナビリティ開示の充実に向けて積極的に対応できるようなリソース配分を適切に実施していくことも重要である、としている。

【図表7】サステナビリティ開示を巡る国内外の動き(2023年1月20日現在)

主体	議論されている主な内容	
ISSB ⁵	● IFRSサステナビリティ開示基準(S1及びS2)を2023年前半に最終化することを目指して、公開草案後の議論を行っている。	

⁵ International Sustainability Standards Board(国際サステナビリティ基準審議会)の略称である。

欧州	● 2021年4月に公表された企業サステナビリティ報告指令(Corporate Sustainability Reporting Directive; CSRD)案が2022年11月に最終化された。 ● 2022年4月には、CSRDに基づく具体的な開示基準である欧州サステナビリティ報告基準(European Sustainability Reporting Standards; ESRS)案を欧州財務報告諮問グループ(European Financial Reporting Advisory Group; EFRAG)が公表し、市中協議を経て、2022年11月に欧州委員会(European Commission; EC)に送付され、更なる検討が進められている。
米国	●証券取引委員会(Securities and Exchange Commission; SEC)が2022年3月に気候関連開示を義務化する規則案を公表して市中協議を行い、検討が進められている。
日本	●2022年7月にサステナビリティ基準委員会(Sustainability Standards Board of Japan; SSBJ)が正式に設立された。 ●有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」を新設すること等を内容とする「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案を2023年3月期の有価証券報告書から適用することが提案されている。

(出所:金融庁「金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2022年12月27日) p.12-13をもとに筆者作成

(2) サステナビリティ基準委員会(SSBI)の役 割や開示基準の位置付け

本報告書では、今後、ISSBにおける基準開発の方向 性を見据えながらサステナビリティ情報に関する我が国 の開示基準を開発し、これを法定開示である有価証券報 告書に取り込んでいく場合には、我が国の開示基準設定 主体や当該開示基準設定主体が開発する開示基準を、法 令の枠組みの中で位置付けることが重要である、として いる。

その際に、我が国の会計基準設定主体や企業会計基準 が金融商品取引法令上の枠組みの中で位置付けられてい ることが参考となる、としている。金融商品取引法で は、会計基準設定主体について図表8の5つの要件を規 定したうえで、この要件を満たす団体が開発する企業会 計基準について、金融庁長官が「一般に公正妥当である と認められる企業会計の基準」として告示指定すること とされていることを紹介している。

【図表8】会計基準設定主体に求められる要件6

- ①独立性
- ②偏りのない多数の者からの継続的な資金提供
- ③高い専門性を備えた者による合議制の機関の存在
- ④基準設定における公正かつ誠実な業務運営
- ⑤経営環境及び会社実務の変化への対応並びに国際的な 収れんの観点からの継続的な検討

本報告書では、上記を参考に、サステナビリティ情報 についてもその開示基準の設定主体と開示基準自体を金 融商品取引法令の中で位置付けることが考えられるとし たうえで、SSBJについては、図表9の5つの要件を満た し得ると考えられる、としている。

【図表9】SSBIが満たし得る5つの要件⁷

- ①独立性
- ②偏りのない多数の者からの継続的な資金提供
- ③高い専門性を備えた者による合議制の機関の存在
- ④基準設定における公正かつ誠実な業務運営
- ⑤経営環境及び会社実務の変化への対応並びに国際的な 整合性8の観点からの継続的な検討

今後、必要となる関係法令の整備を行うとともに、上 記の条件を満たしたSSBIが開発する開示基準について、 個別の告示指定により我が国の「サステナビリティ開示 基準」として設定することで、サステナビリティ開示の 比較可能性を確保し、投資家に有用な情報を提供してい くことが重要である、としている。

(3) サステナビリティ情報に対する保証のあり方

本報告書では、サステナビリティ情報に対する第三者 による保証についての現在の議論の状況について、次の 内容が紹介されている9。

- ■国際的には、欧州や米国において限定的保証から 導入し、合理的保証に移行するアプローチが提案 されている。
- 監査・保証に関する国際的な基準設定主体である 国際監査・保証基準審議会(International Auditing and Assurance Standards Board; IAASB)において、基準開発に向けた審議が開始 されており、今後、2023年9月までに基準の公 開草案を承認し、2024年12月から2025年3月の 間に最終化することが予定されている。
- ●国際会計士倫理基準審議会 (International Ethics Standards Board of Accountants;

- 財務諸表等規則第1条第3項
- 出所:金融庁「金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2022年12月27日) p.14
- 本報告書では、会計基準設定主体の要件⑤は「国際的な収れん」とされているが、サステナビリティ開示に係る基準設 定主体の場合には、国際的にサステナビリティ開示に係る基準開発が行われることとなった背景に国際的な比較可能性 の確保があることを踏まえ、例えば「国際的な整合性」の観点を要件とすることが考えられる、とされている。
- 出所:金融庁「金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2022年12月27日) p.14-15

IESBA) においても、2022年12月にサステナビ リティ情報に対する保証に係る倫理規則の開発プ ロジェクトを承認しており、2023年9月までに 公開草案を承認し、2024年12月に最終化するこ とが予定されている。

そのうえで、有価証券報告書において、我が国の開示 基準に基づくサステナビリティ情報が記載された場合に は、法定開示において高い信頼性を確保することに対す る投資家のニーズや、国際的に保証を求める流れである ことを踏まえ、将来的に、当該情報に対して保証を求め ていくことが考えられる、としている。本報告書では、 具体的に検討すべき内容として主に次の内容を示してい る10。

- どの範囲に対して保証を求めるかについて検討す る必要がある。
- 有価証券報告書に記載されたサステナビリティ情 報に対して保証を求める場合には、金融商品取引 法において規定することが必要になる。
- ●保証の担い手については、ISSBが開発している サステナビリティ開示基準において、財務情報と の結合性(コネクティビティ)を前提としている ことを踏まえると、財務情報の監査業務を行って

いる公認会計士・監査法人によって担われること が考えられる。

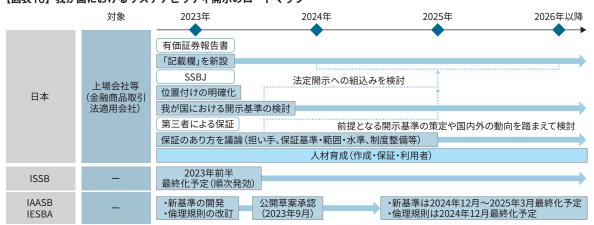
なお、サステナビリティとういテーマが広範で あり、多様な専門性を必要とする領域であること を踏まえると、保証の担い手を広く確保すること も重要だと考えられる。

- ●担い手の要件については、独立性や高い専門性、 品質管理体制の整備、当局による監督対象となっ ていることなどが考えられる。
- ●保証基準や保証水準については、我が国の開示基 準が、国際的な開示基準と整合的なものとなるこ とを目指していることを考えると、保証について も、国際的な保証基準と整合的な形で行われるこ とが、比較可能性の確保に資すると考えられる。

(4) ロードマップ

本報告書では、サステナビリティ開示について、企業 や投資家における予見可能性を高め、実務的な準備を確 実に進める観点から、我が国におけるロードマップを示 していくことが考えられるとして、図表10に示した口 ードマップを別添資料として公表している。これは、国 際的な動向が流動的であることを踏まえ、将来の状況変 化に応じた随時見直しをすることを前提としている、と されている。

【図表10】我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ



(出所:金融庁「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要(サステナビリティ開示)(2022年12月公表)」をもと に筆者作成

4.おわりに

本報告書で示された四半期開示の見直しについては、 今後、金融商品取引法をはじめとした関連法令の改正案 の動向を注視するとともに、企業、投資家及び監査人等 の利害関係者が十分に対話を行い、開示情報の位置付け を明確に理解しておく必要があろう。また、本報告書で も言及されていたとおり、長期的な観点からは、適時開示

を強化していくことへの準備も必要であると考えられる。 サステナビリティ開示については、グローバルで議論 が進んでいるが、我が国においては、「企業内容等の開 示に関する内閣府令」等の改正案が公表されており、 2023年3月期の有価証券報告書から、サステナビリテ ィに関する企業の取組みの開示を行うことが提案されて おり、まずはこれらへの対応が必要である¹¹。

- 10 出所:金融庁「金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2022年12月27日) p.15-16
- 11 金融庁ウェブサイト「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案の公表について:金融庁(fsa.go.jp)

「財務報告に係る内部統制の評価及び監 査の基準並びに財務報告に係る内部統制 の評価及び監査に関する実施基準」の改 訂について

公認会計士

2022年12月15日に企業会計審議会内部統制部会が 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに 財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基 準の改訂について (公開草案)」(以下、公開草案とい う)を公表した。本稿では、内部統制部会での議論の過 程等も踏まえて、その概要について紹介するとともに重 要と思われる論点について若干の考察を行っている。

1. 改訂の経緯

財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに 財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基 準(以下、それぞれ基準、実施基準という)はわが国の 内部統制報告制度(いわゆる|-Sox制度)の基本となる 基準であり、2008年の制度導入から14年、前回の2011 年3月の改訂からも10年超が経過している。

この間、国際的には、社会や情報利用者のニーズの変 化を受けて、内部統制・リスクマネジメントの分野にお ける議論に進展が見られた。また、内部統制報告制度に ついては、企業の経営管理・ガバナンスの向上に一定の 効果はあったものの、実効性への懸念の声も聞こえるよ うになっている。これらの状況を受けて、2021年11月 に金融庁が公表した「会計監査の在り方に関する懇談会 (令和3事務年度)論点整理」において、「国際的な内部 統制・リスクマネジメントの議論の進展も踏まえなが ら、必要に応じて、内部統制の実効性向上に向けた議論 を進めることが必要である。」と記載されたことが出発 点となり、2022年10月から内部統制部会が3回開催さ れ、12月に基準及び実施基準の公開草案が公表された。

2. 改訂の主たる論点

- 1. に記載した経緯から、改訂議論のテーマを大きく 分類すると、
 - (1) 国際的な内部統制・リスクマネジメントの議論 の進展の反映
 - (2) 内部統制報告制度の実効性を向上させるための 取り組み

の2つに分類することが出来ると考えられる。以下、こ れらの区分ごとに主要なテーマについてその内容と公開 草案における取扱いについて解説する。

(1) 国際的な内部統制・リスクマネジメントの 議論の進展の反映

改訂の議論において国際的な議論の潮流として参照さ れたのは主として金融機関規制並びに米国及び英国にお ける議論の動向である。主な論点としては以下のような ものが挙げられる。

- ① 内部統制の目的の変化(「財務報告」から「報告」 の信頼性へ)
- ② ガバナンスや全組織的なリスク管理との関係の明示

まず、①については、社会的要請の変化に対応して企 業が発信する情報が多様化し、特に近年はサステナビリ ティ情報を始めとする非財務情報に注目が集まってい る。これらの情報についても、その作成過程には当然内 部統制が存在することから、従来、内部統制の目的の一 つとして挙げられていた「財務報告」の信頼性の確保 を、財務情報のみならず非財務情報をも含んだ「報告」 の信頼性の確保に拡張するという議論である。

公開草案においても、この論点が取り込まれており、 具体的には、基準の 1.1. に示されている内部統制の6 つの基本要素において「報告の信頼性とは、組織内及び 組織の外部への報告(非財務情報を含む。)の信頼性を 確保することをいう。」とされた(同時に企業の外部へ の報告のみならず、企業内部での報告についても適用さ れる概念であることについても明らかにした)。一方で 金融商品取引法における内部統制報告制度で取り扱う範 囲は、あくまでも「報告」の中に含まれる「財務報告」 の信頼性の確保が目的であるとされ、この内部統制の目 的の変化が内部統制報告制度の対象範囲を直接拡張する ことはないことが明らかにされている。

次に、②については、内部統制は組織の持続的な成長 のために必要不可欠なものであるが、組織及び組織を取 り巻く環境に対応して常に見直しが必要なダイナミック なものであることを改めて明らかにし、そのためにもガ バナンスや全組織的なリスク管理と一体運用することの 有用性を説いている。

公開草案では、「ガバナンス*1」「全組織的なリスク 管理*2」の定義を基準 I . 5. において明らかにしたう えで、実施基準の 1.5.では一体運用の具体的な例と して「3線モデル*3」や「リスク選好*4」概念などが 紹介されている。

(2) 内部統制報告制度の実効性を向上させるた めの取り組み

内部統制報告制度についての実効性に関する懸念の声 には多様なものを含むが、今般の改訂議論において中心 的議題であったのは経営者による内部統制の評価範囲の 決定の論点であったと言えるので、まずその点から説明 したい。

① 経営者による業務プロセスに係る評価範囲の決定

内部統制報告制度についての実効性に関する懸念の 声のうち代表的なものは、依然として開示すべき重要 な不備が毎年一定数認められること、中でも特に経営 者による評価範囲の外から開示すべき重要な不備が発 見されるケースが認められること、企業が「開示すべ き重要な不備はない」と開示した後に、「開示すべき 重要な不備が存在した」旨の訂正内部統制報告書を提 出するケースが一定数存在すること*5に関するもの である。それらの原因の一つとして、経営者による内 部統制の評価範囲の決定が実施基準に示されている数 値基準*6の例示に依存しすぎているのではないか、 という指摘がなされ、これへの対応を含めて議論が行

この点については、委員の意見も多様***7**であり、 審議会において最も検討に時間がかけられた論点であ る。数値基準は内部統制報告制度導入当初に円滑な導 入を図るための実務的な措置として導入したものであ る経緯も踏まえて、制度定着と上記の懸念も勘案し、 これを撤廃すべきだという主張がある一方で、制度と しての一定の実行レベルの確保に寄与している点や、

現行基準等においても、数値基準は一つの例示に過ぎ ず、企業自身が自らのリスクを勘案して評価範囲を決 定しているので、改訂の必要性を強く感じないという 主張もなされた。

審議会での議論を踏まえて、公開草案においては、 以下のような対応が図られている。

- (ア) 評価範囲の決定に当たっては、財務報告の信頼 性に及ぼす影響の重要性を適切に考慮すべきこ とを改めて強調
- (イ) 数値基準については、実施基準の本文ではなく 注書きに移すとともに、例示であることを改め て強調し、機械的に適用すべきでないことを明 示
- (ウ) 評価範囲の決定に当たって、決定方法とその根 拠等について評価範囲の決定前後及び必要に応 じて監査人と協議することが適切であると明示 (監査人の指導的機能)
- (工) 内部統制報告書において、評価範囲の決定方法 と根拠等について、決定の判断事由を含めて記 載することが適切であると明示
- (オ) 公開草案本文(いわゆる、前文) において、数 値基準の例示記載の段階的な削除を含む取扱い に関して今後検討を行うと明示

つまり、実施基準においては、数値基準に関する記 載自体は残ったが、その位置づけは例示であることが より強調され、財務報告の信頼性に及ぼす影響を適切 に考慮するという原則的立場が相対的に強調されるこ とになり((ア)(イ))、将来の検討の方向性が書き込 まれた((オ))。これは、内部統制部会で表明された 様々な意見を最大限に取り込んだ結果とみることもで きる。さらに、内部統制報告書で企業の評価範囲の決 定に関する情報の開示を強化し((エ))、監査人との 協議によっても改訂の趣旨の適切な実現を図る((ウ)) という全体像と理解できる。

② 評価範囲以外の論点

実効性を高めるという観点では、評価範囲に関する

- *1 基準の公開草案における定義は、組織が、顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果 断な意思決定を行うための仕組み、となっている。
- *2 基準の公開草案における定義は、適切なリスクとリターンのバランスの下、全組織のリスクを経営戦略と一体で統合的 に管理すること、となっている。
- *3 実施基準の公開草案では、3線モデルにおいては、第1線を業務部門内での日常的モニタリングを通じたリスク管理、第 2線をリスク管理部門などによる部門横断的なリスク管理、そして第3線を内部監査部門による独立的評価として、組 織内の権限と責任を明確化しつつ、これらの機能を取締役会又は監査役等による監督と適切に連携させることが重要で ある、としている。
- *4 実施基準の公開草案における定義は、組織のビジネスモデルの個別性を踏まえたうえで、事業計画達成のために進んで 受け入れるべきリスクの種類と総量、となっている。
- *5 企業会計審議会第22回内部統制部会 資料1 P6「内部統制報告書提出状況の推移」参照
- *6 評価対象とする重要な事業拠点や業務プロセスを選定する指標について、実施基準で例示されている「売上高等の概ね 2/3」や「売上、売掛金及び棚卸資産の3勘定」のことを指す。
- *7 企業会計審議会第23回内部統制部会 資料 P15「第22回内部統制部会の議論と内部統制報告制度の見直しの方向性(案) ②」参照

議論以外にも、公開草案において以下のような手当が なされている。

- (ア) 不正に関するリスクの考慮及び経営者や業務プ ロセスの責任者による内部統制の無効化に関す る説明を導入
- (イ) 監査役等及び内部監査人といった内部統制に関 係を有する者の役割と責任について明示
- (ウ) ITについて、技術的に変化が速いことやサイバ ーリスクの高まりなどを受けて、特有のリスク について適切な対応を適時に行っていくことが 重要であると明示
- (工) 訂正内部統制報告書において、具体的な訂正の 経緯や理由等の開示を求める方向性を明示(関 係法令についての所要の整備を行うことが適当

このうち(ア)については、監査人にとっては、財 務諸表監査の過程を通じてなじみのある概念であった が、内部統制報告制度で明示されたことにより、経営 者や監査役等との協議においても共通の視点を構築し やすくなる効果が考えられる。また、(イ)について は、コーポレートガバナンス・コードとの関係性も踏 まえ、内部統制報告制度の実効性を保つためには関係 する人的資源の質量両面での向上、関係性の強化が不 可欠であるとの意見を反映したものである。(ウ)の ITについては内部統制報告制度創設当初から、わが国 独自の記載を行っている領域であるが、企業のIT利用 が一段と進んだ状況を踏まえて、非IT分野と比してよ り一層状況の変化に対応していくことの重要性、裏返 せば従前のやり方をそのまま踏襲することのリスクを 強調するために規定されたものである。(工)につい ては、現行制度では訂正内部統制報告書に当初の内部 統制報告書では不備を報告できなかった理由等につい ての記載が求められておらず、そのため十分な情報が 利用者に提供されていないという指摘に対応したもの である。

3. 中長期的な検討課題

今回の改訂議論は、検討期間が3か月と短かったこと やその実行に法令等の改正を必要とするものもあること から、検討のテーマに挙がったもののうち以下のものは 中長期的な検討課題として、公開草案本文に記載されて いる。これらについてはいずれ検討が行われることが明 示されたと考えれば、わが国の内部統制報告制度の将来 を考えるうえで、記載された意義は少なくないものと考 える。

中長期的な検討課題とされたもの

● サステナビリティ等の非財務情報の内部統制報告制度 における取扱いについては、当該情報の開示等に係る 国内外における議論を踏まえて検討すべきではないか。

- ダイレクト・レポーティング(直接報告業務)を採用 すべきかについては、内部統制監査の在り方を踏まえ、 検討すべきではないか。
- 内部統制監査報告書の開示の充実に関し、例えば、内 部統制に関する「監査上の主要な検討事項」を採用す べきかについては、内部統制報告書における開示の進 展を踏まえ検討すべきではないか。
- 訂正内部統制報告書について、現在監査を求めていな いが、監査人による関与の在り方について検討すべき ではないか。
- 経営者の責任の明確化や経営者による内部統制無効化 への対応等のため、課徴金を含めた罰則規定の見直し をすべきではないか。
- 会社法に内部統制の構築義務を規定する等、会社法と 調整していくべきであり、将来的に会社法と金融商品 取引法の内部統制を統合し、内部統制の4つの目的を カバーして総合判断できるようにすべきではないか。
- 代表者による確認書において、内部統制に関する記載 の充実を図ることを検討すべきではないか。
- 定期的な開示から臨時的な開示に金融商品取引法が動 いているのであれば、臨時報告書についても内部統制 を意識すべきではないか

4. 実務への影響についての考察

最後にこれまで説明した内容に関して、いくつか考察 を行ってみたい。

まず評価範囲の論点の実務に対する影響は、会社の規 模やグループ展開の状況、また、現在の内部統制報告制 度への取り組み状況によっても異なるため一概には言え ないが、その決定に関する情報開示の強化が定められて いるので、企業は改めて自社の評価範囲について、財務 報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から十分なア カウンタビリティを果たせるのかということを検討する ことが重要であると考える。将来的に削除される方向性 での議論が進む可能性も考慮し、数値基準の例示が残っ ている今のうちから財務報告の信頼性に及ぼす影響の重 要性の観点から評価範囲を決定するとはどういうこと か、そのプロセスはどのように考えればよいか、外部へ も十分説明可能かといった視点で、検討を行っていくこ とが重要であり、監査人ともそのような協議を行ってい くことが有用であると考える。この点については、現行 の基準等においても本質的には同様な規定は存在するた め、「大きな変更はない」と考えてしまえばそのように も考えられるが、一方で、改訂を機に改めて内部統制報 告制度の目的に立ち戻って内部統制報告書における具体 的な記述のことも考えたうえで、検討しなおしてみるこ とが本改訂の趣旨にも合致するものと考える。

また、2. (1) や2. (2) ②で説明した論点について は、その多くが基準及び実施基準において「内部統制の 基本的枠組み」のセクションに記載されている。当該セ クションは、財務報告に係る内部統制に限定されず、広 く内部統制の定義や関連する概念について説明してい る。その中には内部統制の非財務報告への拡張の議論 (2.(1)①)など、金融商品取引法における内部統制報告制度には直接関係しないと明示されているものも含まれている*8が、内部統制部会での議論においても、当該セクションは内部統制報告制度における実務上の基準ではないが、その前提に該当する部分であることが述べられている*9。「財務報告に係る内部統制の監査」のセクションにおいて具体的に取り上げられている記述が少ないため、実務においてどのように適用していくべきかについて不明確な部分もあるが、不正や経営者による内部統制の無効化、監査役等や内部監査人の役割と責任など重要な概念を含むため、経営者や監査役等と監査人の議論等を通じて実務上の検討に反映していくことが、内部統制報告制度の実効性向上に寄与するものと考える。

基準及び実施基準の適用に当たって必要となる内部統制監査の実務の指針については、今後、日本公認会計士協会から財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正等によって示されることになると考えられるので、当該改正の動向について引き続き留意が必要である。

また、公開草案で提案されている適用時期は2024年4月1日以後開始する事業年度であるが、このタイミングでは2023年1月に公表された改正監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」も適用になる。こちらの改正は、連結財務諸表監査において対応手続を実施するリスクや勘定科目、構成単位の決定に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられるため、企業と監査人は両方の改訂(改正)の影響を考慮の上、協議を進めていく必要があると考えられる。

^{*8} 公開草案本文 二 (1) ①報告の信頼性 参照

^{*9} 企業会計審議会第23回内部統制部会 議事録 小畑委員の質問に対する齊藤開示業務室長の発言 参照

時価算定会計基準に関連する開示の事例 分析(第1回)

公認会計士 早野 真史

1. はじめに

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」 (以下「時価算定会計基準」という。)及び企業会計基準 の開示について、2022年3月31日を連結決算日とする 適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用 会社(以下「2022年3月決算会社」という。) の連結計 指針」(以下「時価算定適用指針」という。また、時価 算書類の事例分析を行う。 算定会計基準とあわせて「時価算定会計基準等」とい う。) が公表され、2021年4月1日以後開始する連結会 計年度及び事業年度の期首からの強制適用となってい る。3月31日を決算日とする会社においては2022年3 月31日がこれらを強制適用する初めての決算日であっ た。本連載では、時価算定会計基準等の公表に伴い改正 された企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基 準」(以下「金融商品会計基準」という。)及び企業会計

基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関す る適用指針」(以下「金融商品時価開示適用指針」とい 2019年7月4日に企業会計基準委員会(ASBI)から う。)における「金融商品の時価等に関する事項」と

> なお、本連載の内容は有限責任監査法人トーマツ著 『会社法計算書類作成ハンドブック (第17版)』(㈱中央 経済社より2023年3月出版予定)に含める予定である。

2. 連載の主な内容

本連載では、以下に記載のテーマを予定している。

回	テーマ	内容
1	分析の全体像会計方針の変更に関する注記「金融商品の時価等に関する事項」の注記	時価算定会計基準等の適用初年度の取扱いと金融商品会計基準の改正による影響を整理するとともに、2022年3月決算会社の連結計算書類における会計方針の変更に関する注記の開示状況を解説する。また、「金融商品の時価等に関する事項」の注記に係る会計基準等の要求事項を整理するとともに、2022年3月決算会社の連結計算書類における当該注記の開示状況を解説する。
2	 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記 投資信託の時価の算定及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記 	「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記に係る会計基準等の要求事項を整理するとともに、2022年3月決算会社の連結計算書類における当該注記の開示状況を解説する。また、投資信託の時価の算定及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記の開示状況を解説し、2021年6月17日に改正された時価算定適用指針(以下「2021年改正時価算定適用指針」という。)の早期適用の状況にも言及する。 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記に係る会計基準等の要求事項の整理 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記の開示事例分析 投資信託の時価の算定及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記(2021年改正時価算定適用指針の早期適用の状況含む)の開示事例分析

なお、本文中の参照法令等は以下の略称を使用してい る。

本文中法令等	参照法令等(かっこ内)
会社法第12条第1項第4号	(会社法12 ④)

会社法施行規則第11条第1項第2号		(会施規11 I ②)
	会社計算規則第10条第1項第2号	(会計規10 ②)

3. 分析対象会社

次の条件で分析対象会社(計97社)を選定した。

- (i) ㈱日本経済新聞社が「日経平均株価 構成銘柄選 定基準(2022年4月4日適用)」により選定した 日経平均株価の構成銘柄に含まれている。
- (ii) 日本基準を採用している。
- (iii) 決算日が3月31日である。
- (iv) 東京証券取引所の業種区分が金融・保険業(銀行 業、証券、商品先物取引業、保険業、その他金融 業) ではない。

なお、調査にあたっては、連結計算書類の分析を行 った。

一部の調査項目において、東京証券取引所の業種区分 はサービス業であるものの、企業集団で銀行業や保険業 を営む日本郵政㈱を対象から除いた。

4. 会計方針の変更に関する注記の開示事 例分析

時価算定会計基準等の適用初年度においては、原則と して新たな会計方針を将来にわたって適用し、その変更 の内容について注記する(時価算定会計基準第19項)。

時価算定会計基準の設定に伴って金融商品会計基準が 2019年7月4日に改正されており、時価の定義(金融商 品会計基準第6項)の変更に伴い、改正前の金融商品会 計基準におけるその他有価証券の期末の貸借対照表価額 に期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された 価額を用いることができる定めは削除された。また、市 場価格のない株式等以外の時価を把握することが極めて 困難な有価証券の定めは削除された。時価の定義の変更 に伴う金融商品会計基準の改正により生じる会計方針の 変更は、時価の算定を変更することになり得るという意 味では時価算定会計基準が定める新たな会計方針の適用 と同一であるため、時価算定会計基準の適用初年度にお ける原則的な取扱い(時価算定会計基準第19項)と同 様に将来にわたって適用し、その変更の内容について注 記する(金融商品会計基準第44-2項)。

時価算定会計基準等及び改正された金融商品会計基準 の適用による影響の有無を分析したところ、以下のとお りであった。

	影響なし	影響あり		
時価算定会計基準等及び改 正された金融商品会計基準 の適用による影響の有無	66 社	31 社		

時価算定会計基準等及び改正された金融商品会計基準 の適用による影響があるとした31社のうちおよそ半数 の16社において、その他有価証券のうち市場価格のな い株式等以外のものの評価方法を、従来の期末日前1ヶ 月の市場価格の平均に基づく時価法から期末日の市場価 格に基づく時価法に変更した等の理由が記載されてお り、その他は影響が軽微であると記載されているのみで あった。

時価の算定にあたり観察可能なインプットを最大限利 用しなければならない定めなどにより、時価を算定する ために用いた方法を変更することとなった場合で、当該 変更による影響額を分離することができるときは、経過 措置として以下の取扱いも認められており、以下の経過 措置を適用した場合には、企業会計基準第24号「会計 方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計 基準」第10項に定める会計基準等の改正に伴う会計方 針の変更に関する注記を記載する(時価算定会計基準第 20項)。

- (i) 当該会計方針の変更を過去の期間のすべてに遡及 適用する。
- (ii) 適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及 適用した場合の累積的影響額を、適用初年度の期 首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は 評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新 たな会計方針を適用する。

分析対象会社の中には、上記(i)(ii)の経過措置を適用 した会社はなかった。

5.「金融商品の時価等に関する事項」の注 記に係る会計基準等の要求事項の整理

(1) 金融商品会計基準及び金融商品時価開示適 用指針

時価算定会計基準等の公表に伴って改正された金融商 品会計基準及び金融商品時価開示適用指針では、以下の 開示が要求されている。金融商品時価開示適用指針につ いては、金融商品の時価等に関する事項の注記として規 定されている事項のみを示した。

金融商品会計基準 第40-2項

- (i) 金融商品の状況に関する事項
 - (イ) 金融商品に対する取組方針
 - (口) 金融商品の内容及びそのリスク
 - (ハ) 金融商品に係るリスク管理体制
 - (二) 金融商品の時価等に関する事項についての 補足説明
- (ii) 金融商品の時価等に関する事項
- (iii) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する 車項

金融商品時価開示適用指針

(i) 金融商品の時価等に関する事項(第4項)

金融商品に関する貸借対照表の科目ごとの貸借対 照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差

(2) 会社計算規則

会社計算規則における金融商品会計基準第40-2項に 対応する注記の規定は、以下のとおりである。

(金融商品に関する注記)

第109条

金融商品に関する注記は、次に掲げるもの(重要 性の乏しいものを除く)とする。ただし、法第444 条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあっ ては、第3号に掲げる事項を省略することができる。

- 一 金融商品の状況に関する事項
- 二 金融商品の時価等に関する事項
- 三 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に 関する事項
- 2 連結注記表を作成する株式会社は、個別注記表 における前項の注記を要しない。

なお、「法第444条第3項に規定する株式会社」とは、 事業年度の末日において大会社であって金融商品取引法 第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大 臣に提出しなければならない株式会社、すなわち、当該 事業年度に係る連結計算書類を作成しなければならない 株式会社をいう。

6.「金融商品の時価等に関する事項」の 注記の開示事例分析

(1) 現金及び短期間で決済されるため時価が帳 簿価額に近似するものについての注記省略 容認規定

時価算定会計基準の設定に伴う金融商品時価開示適用 指針の改正により、「金融商品の時価等に関する事項」 の注記において、現金及び短期間で決済されるため時価 が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略する ことができるとの容認規定が設けられた(金融商品時価 開示適用指針第4項(1))。

現金及び預金、受取手形及び売掛金(「受取手形、売 掛金及び契約資産」として表示している場合を含む)、 支払手形及び買掛金を対象に、当該容認規定の採用状況 を分析した。調査の対象から日本郵政㈱は除いた。調査 結果は以下のとおりであった。

	現金及び	預金	受取手形 売掛金		支払手形 買掛	
容認規定を採用 している会社数	93	社	79	社	87	'社

勘定科目によって容認規定を採用した会社数は異なる ものの、多くの会社で容認規定を採用していた。

〈事例1〉現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する勘定科目について注記を省略している事例 マルハニチロ(株) 2022年3月期

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券 ①満期保有目的の債券 ②その他投資有価証券	100 28,642	100 28,642	
資産 計	28,742	28,742	_
長期借入金(*4)	153,933	154,529	597
負債 計	153,933	154,529	597
デリバティブ取引(*5) ①ヘッジ会計が適用されていないもの ②ヘッジ会計が適用されているもの	676 —	676 27	_ 27

(*1)「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」に ついては、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、記載を省略しております。

建設業の会社において、連結貸借対照表の流動資産に 帳簿価額と近似しているものとせず開示している事例が 計上されている受取手形・完成工事未収入金等の時価を みられた。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①受取手形・完成工事未収入金等 ②有価証券及び投資有価証券(※2)	902,244 317,308	901,002 317,310	△1,242 2
資産合計	1,219,553	1,218,312	△1,240
①社債 ②長期借入金 ③ノンリコース借入金	40,000 94,590 68,937	40,038 94,710 70,313	38 119 1,375
負債合計	203,528	205,062	1,533
デリバティブ取引(※3)	11,628	11,628	_

^{(※1)「}現金預金」、「電子記録債権」、「未収入金」、「支払手形・工事未払金等」、「電子記録債務」、「短期借入金」及び「預り金」につい ては、現金であること、又は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

受取手形・完成工事未収入金等

回収が1年以内の予定の受取手形・完成工事未収入金等の時価は、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿 価額によっており、レベル2の時価に分類している。

回収が1年を超える予定の受取手形・完成工事未収入金等の時価は、一定の期間毎に区分した債権毎に、債権 額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価 に分類している。

(2) 契約資産の取扱い

2020年3月31日の企業会計基準第29号「収益認識に 関する会計基準」の改正と同時に金融商品時価開示適用 指針が改正された。この改正により、金融商品時価開示 適用指針第4項(1)また書きにおいて、「貸借対照表にお いて契約資産を顧客との契約から生じた債権等の金融資 産と区分して表示していない場合、当該貸借対照表の科 目について、貸借対照表計上額、貸借対照表日における 時価及びその差額を注記する。ただし、当該貸借対照表 の科目のうち、契約資産を除く顧客との契約から生じた 債権等の金融資産について、貸借対照表計上額、貸借対 照表日における時価及びその差額を注記することも妨げ ない」と定められた。

この取扱いについて、連結貸借対照表において契約資 産(工事未収入金等として表示している場合を含む(企 業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基 準の適用指針」第104-3項)) を顧客との契約から生じ た債権等の金融資産と区分して表示していない53社を 対象に調査した。連結貸借対照表と「金融商品の時価等 に関する事項」の注記を比較し、連結貸借対照表で「受 取手形、売掛金及び契約資産」として表示している一方 で、「金融商品の時価等に関する事項」の注記では「受

取手形及び売掛金」として表示しており、連結貸借対照 表計上額が一致していない場合に、連結貸借対照表の科 目のうち、契約資産を除く顧客との契約から生じた債権 等の金融資産について、連結貸借対照表計上額、連結貸 借対照表日における時価及びその差額を注記しているも のとして取り扱った。調査結果は以下のとおりであっ

短期間で決済され るため時価が帳簿 価額に近似すると して注記省略	連結貸借対照表の 科目について、連 結貸借対照表計上 額、連結貸借対照 表日における時価 及びその差額を注 記	連結貸借対所表の科目のでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して
42 社	7 社	4 社

2022年IPO市場の動向

IPO戦略推進室・IPO監査専門チーム 公認会計士

1. はじめに

2022年における株式市場は、ロシア・ウクライナ情 勢や資源高などの影響を受け、国内IPO企業数は112社 (TOKYO PRO Marketへの上場21社を含む)と、 2021年の138社(TOKYO PRO Marketへの上場13社 を含む)から26社減少する結果となった。

2021年の国内IPO企業数は、前年比で減少トレンド となっているものの、図表1のとおり長期トレンドで見 ると2021年(138社)に次ぐ水準となっており、国内 IPO市場は引き続き堅調といえる。

また、東証においては、上場会社の持続的な成長と中 長期的な企業価値向上を支え国内外の多様な投資者から 高い支持を得られる魅力的な市場を提供することを目的 として、2022年4月に市場区分の見直しが行われてい る。以下、新・旧市場区分の移行期を含む2022年の国 内IPO市場の動向と特徴を整理してみることとする。

【図表1】国内IPO企業数の推移(単位:社)



(注) TOKYO PRO Marketへの上場を含む。

2. 2022年のIPOの特徴

2022年のIPOの主な特徴を要約すると、以下のとお りである。各項目の詳細については後述する。

- ① 市場別…グロース市場へのIPOの割合は高く、新 市場区分の84%を占めている。
- ② 業種別…情報通信業が全体の35%、サービス業 が全体の33%を占めた。
- ③ 発行総額…ロシア・ウクライナ情勢や資源高など の影響を受けた株式市場の相場変動を背景に、発 行総額100億円を超えるIPO企業は3社となり、 中小型IPOが中心となった。また、海外での募 集・売出しを実施したIPOは18社(前年30社) となり、海外オファリングも減少した。
- ④ IPOのタイミング…期越え上場数は39社となり、

全体の42%を占める結果となった。

- ⑤ IFRS適用によるIPO…2021年は投資ファンドが 主要株主となっている企業など10社がIFRS(国 際財務報告基準)を適用した。一方、2022年は、 IFRS適用IPO企業は無かった。
- ⑥ 時価総額…初値時価総額1,000億円以上の企業は 3社となり、前年6社から減少した。
- ⑦ 赤字上場…上場直前期の当期純損失企業は25社 あり、前年23社から増加した。

① 市場別

直近の市場別のIPO企業数は、図表2のとおりである。 2022年のプライムへのIPO企業数は2社、スタンダード へのIPO企業数は9社となっている。グロースへのIPO 企業数は61社であり、新市場区分全体のIPO企業数に 占める割合は84%と高い水準となっている。なお、 TOKYO PRO Marketでは21社の上場があり、前年の 13社から増加している。

【図表2】市場別IPO企業数の推移(単位:社)

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
新市場区分					
プライム					2
スタンダード					9
グロース					61
旧市場区分					
東証一部	7	1	6	6	1
東証二部	5	11	9	8	3
JASDAQ	14	6	14	16	1
マザーズ	63	64	63	93	10
TOKYO PRO	8	9	10	12	21
Market	8	9	10	13	21
その他	1	4	1	2	4
合計	98	95	103	138	112

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
グロース市場					84%
IPO企業数割合					04%

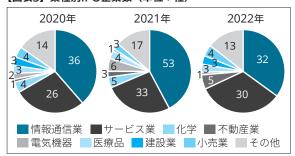
- (注1) 2022年4月の東証市場区分の変更に伴い、「2021年IPO市 場の動向」から表の記載を変更している。
- (注2) 重複上場した会社については、東証側でカウントしている。
- (注3) グロース市場IPO企業数割合は新市場区分のIPO企業数に基 づき算出している。

② 業種別

2022年にIPOした企業の業種別の内訳 (TOKYO PRO Marketを除く) は図表3のとおりである。2022 年では情報通信業32社、サービス業30社となり、2業 種合計では62社と全体の68%(前年同期も同じ68%) を占めている。内訳を見ると、情報通信業は35%(前 年同期42%)、サービス業は33%(前年同期26%)と なっており、情報通信業の割合が減り、サービス業の割 表4のとおりである。いずれも革新的な技術やサービス 合が増える傾向値となった。

代表的な情報通信業では、VTuber グループ「にじさ んじ」を手掛けるANYCOLOR㈱があり、代表的なサー ビス業では、一般・産業廃棄物の収集運搬、中間処理・ 再資源化および最終処分を中心とする環境関連事業およ び有価資源リサイクル事業を営む大栄環境㈱がある。後 述する初値時価総額ではいずれも1,000億円を超える IPOとなった。

【図表3】業種別IPO企業数(単位:社)



(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

【図表4】公開価格比(初値と公開価格の比)が高かった企業

上場日	会社名	市場	業種	公開価格比	主な業務内容
4月12日	サークレイス(株)	グロース	情報通信業	3.2倍	クラウドシステムの導入運用支援・自社 開発のクラウドシステムの提供
6月8日	ANYCOLOR(株)	グロース	情報通信業	3.1倍	VTuber グループ「にじさんじ」の運営
11月30日	ウェルプレイド・ ライゼスト(株)	グロース	サービス業	5.2倍	eスポーツ事業

【図表5】初値が公開価格を下回ったIPO企業数の推移 (単位:社)



(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

③ 発行総額

公募金額及び売出し金額を合計した発行総額レンジ別 のIPO企業数は、図表6のとおりである。2022年の特徴 として、発行総額100億円以上のIPO企業数は3社とな っており、過去5か年トレンドで最も低い水準となって いる。一方、発行総額10億円未満のIPO企業数は38社 となっており、2022年の発行総額レンジを見ると、比 較的小規模のIPOが多い傾向が見受けられる。

また、初値と公開価格の倍率が高かったIPO企業は図 の提供が期待される企業や、人気のオンラインコンテン ツを持つ企業など将来の成長が期待できるビジネス等に 対する投資家の期待が高い傾向にあった。

一方で、初値が公開価格を下回った公開価格割れの IPO企業数の推移が図表5のとおりである。2022年にお いては、前述のとおり株式市場の相場変動を受け、初値 が公開価格を下回った公開価格割れのIPO企業数は18 社となり、2020年以降引き続き高い水準で推移してい る。

【図表6】発行総額レンジ別のIPO企業数の推移(単位:社)

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
500億円以上	3	1	1	4	0
100億円以上	9	0	7	14	2
500億円未満	9	0	/	14	5
50億円以上	5	C	9	14	7
100億円未満))	0	9	14	/
10億円以上	22	47	43	63	43
50億円未満	33	4/	43	62	43
10億円未満	40	24	33	31	38
合計	90	86	93	125	91

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
100億円以上 の計数割合	13%	10%	8%	14%	3%
10億円未満の 社数割合	44%	27%	35%	24%	41%

(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

また、図表7のとおり、海外オファリングは減少傾向 となった。2022年に海外での募集・売出しを実施した IPOは18社(前年30社)であり、グローバル・オファ リングを実施した3社(㈱ティムス、大栄環境㈱、スカ イマーク(株))のほか、中型のIPOにおいて、臨時報告書 方式により株式の一部を海外投資家へ販売するオファリ ング方法が中心となっている。

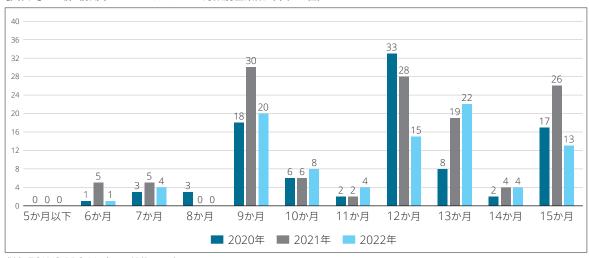
【図表7】グローバル・オファリング及び臨時報告書方式によ るIPOの推移(単位:社)

		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
- 1	グローバル・ オファリング	4	1	3	5	3
ľ	臨時報告書方式	8	11	13	25	15
	合計	12	12	16	30	18

④ IPOのタイミング

最近はIPOのタイミングが上場申請期の期初から長い 企業が多い傾向にあるが、2022年も同様の傾向にある。 図表8では、2020年、2021年及び2022年の上場申請 期の期初からIPOするまでの月数別の企業数を示してい る。

【図表8】上場直前期末からIPOするまでの月数別企業数(単位:社)



(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

過去より上場申請期の第3四半期期末月(=上場申請 期の期初から数えて9か月目) 以降に上場する企業数が、 それ以前の月と比較して多い傾向があったが、2022年 においても、引き続きこの傾向が見受けられる。また、 上場申請期の期初から数えて13か月目から15か月目で の上場、いわゆる「期越え上場」については、図表9で 示すとおり、2022年は39社と全体の42%を占めてお り、直近3か年で最多の水準となっている。これは、業 績予想の達成状況を慎重に見極めてから上場する会社が 多いことに起因していると考えられるが、2020年から 続く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、前述のロ シア・ウクライナ情勢や資源高などの影響を受け、その社となった。 傾向が更に高まっているものと考えられる。

【図表9】期越え上場の件数と割合

	件数	割合
2020年	27社	26%
2021年	49社	35%
2022年	39社	42%

⑤ IFRS適用によるIPO

最近のIFRSを適用して上場した企業は図表10のとお りであり、投資ファンドが主要株主となっているか若し くは資本上位会社がIFRSを適用している会社が中心と なっている。IPOマーケットにおいては、投資ファンド が多くを出資するケースでは上場する際にIFRSを適用 する傾向が見受けられる。

2021年にIFRSを適用して上場した企業は10社であ る。IFRSを適用した10社のうち、5社(ウイングアー ク1st㈱、Appier Group ㈱、シンプレクス・ホールデ ィングス(株)、PHCホールディングス(株)、(株)ネットプロ テクションズホールディングス)は、初値時価総額500 億円を超える企業であり、2021年のIPOの中でも、比 較的規模の大きい企業がIFRSを適用している。一方、 2022年においては、後述【図表12】のとおり、2022 年は初値時価総額500億円を超えるようなIPO企業が前 期比で減少しており、結果としてIFRS適用IPO企業は0

【図表10】IFRSを適用したIPO企業

2018年 (6社)	信和(株) キュービーネットホールディングス(株) (株) コンヴァノ (株) ワールド アルテリア・ネットワークス(株) ソフトバンク(株)
2019年 (1社)	㈱JMDC
2020年 (4社)	(株)きずなホールディングス (株)雪国まいたけ (株)ダイレクトマーケティングミックス バリオセキュア(株)
2021年 (10社)	ウイングアーク1 s t (株) Appier Group (株) (株)デコルテ・ホールディングス (株)ペイロール (株)アシロ シンプレクス・ホールディングス(株) P H C ホールディングス(株) (株)AB&Company (株)ネットプロテクションズホールディングス (株)ハイブリッドテクノロジーズ
2022年 (0社)	_

⑥ 時価総額

初値時価総額1,000億円を超えるIPOは、2021年は6 社 (Appier Group ㈱、ビジョナル㈱、㈱プラスアル ファ・コンサルティング、セーフィー㈱、PHCホール ディングス(株)、(株)ネットプロテクションズホールディン グス)であったが、2022年においては、ANYCOLOR (株)、(株)ソシオネクスト、大栄環境(株)の3社となっている。 ANYCOLOR㈱は、VTuber グループ「にじさんじ」 の運営をしており、上場初値は4,810円(公募価格 1,530円)をつけ、初値時価総額1,450億円は2022年 上期で最大規模のIPOとなった。

2022年下期の初値時価総額1,000億を超えた企業の1 社である㈱ソシオネクストはファブレス形態によりSoC (System on Chip) の設計・開発及び販売を行ってい る。上場前2事業年度の業績を見ると、図表11のとお り、売上高、利益共に増収増益となっている。なお、同 社は、販売費及び一般管理費に占める研究開発費の割合 を高めており、商談獲得に繋げる研究開発投資を事業戦 略として推進していることが窺える。

【図表11】㈱ソシオネクストの業績推移(単位:百万円)

	2021年 3月期 通期 (直前々期)	2022年 3月期 通期 (直前期)	2023年 3月期 第2四半期 (申請期)
売上高	99,746	117,009	82,767
売上総利益	56,521	67,258	40,808
販売費及び一般管理費	54,969	58,795	30,352
(うち、給与及び手当)	8,207	8,613	4,738
(うち、研究開発費)	39,217	43,177	22,080
営業利益	1,552	8,463	10,456
経常利益	1,969	9,050	12,295

(注) 2021年3月期及び2022年3月期は2022年9月6日に提出さ れた有価証券届出書に基づき記載している。2023年3月期 は2022年11月14日提出された第2四半期報告書に基づき記 載している。

また、初値時価総額レンジ別のIPO企業数は、図表 12のとおりであり、初値時価総額500億円を超えるIPO は、4社(前述の3社の他、スカイマーク㈱)となった。 過去の水準と比較した場合、初値時価総額500億円を超 えるIPO企業数は減少する結果となった。

なお、2022年における初値時価総額100億円以上の IPO企業の割合は全体の44%、500億円以上は全体の 4%となっている。

【図表12】初値時価総額レンジ別のIPO企業数の推移 (単位:社)

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
1,000億円以上	4	3	1	6	3
500億円以上	5	3	10	8	1
1,000億円未満					
200億円以上	13	21	21	21	12
500億円未満					
100億円以上	27	25	26	38	24
200億円未満					
50億円以上	29	19	25	41	30
100億円未満					
50億円未満	12	15	10	11	21
合計	90	86	93	125	91

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
100億円以上の 社数割合	54%	60%	62%	58%	44%
500億円以上の 社数割合	10%	7%	11%	11%	4%

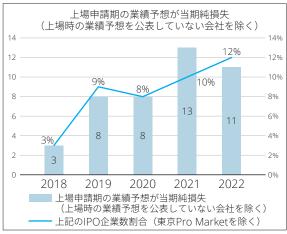
⁽注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

⑦ 赤字上場

過去のIPO企業の業績を踏まえると、上場直前期に当 期純損失を計上している企業や上場申請期に当期純損失 を予想している企業が増加傾向にある。図表13のとお り、2022年においては、上場直前期の当期純損失を計 上した企業は25社あり、過去の状況と比べると高い水 準にある。また、上場申請期においても当期純損失の業 績予想をしている企業は情報通信業、サービス業の業種 を中心とする11社となっている。同じく図表13のとお り、上場直前期の当期純損失を計上したIPO企業数の割 合は28%、上場申請期においても当期純損失の業績予 想をしている企業数の割合は14%なっており、過去5年 間の推移で見ると2022年のIPO市場の特徴としていわ ゆる赤字上場の割合は高水準となっている。

【図表13】当期純損失を上場直前期に計上、申請期に予想し たIPO企業の推移(単位:社)





(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

3. おわりに

2022年は、株式市場はロシア・ウクライナ情勢や資 源高などの影響を受け、IPO規模の面においてはかかる 市況の影響を受けた結果、発行総額100億円を超える IPO企業は3社と少なく、中小型IPOが中心となった。 一方、IPO企業数の面では、前年比では減少トレンドと なっているものの、2022年において112社(TOKYO PRO Market含む)が新規上場を果たしており、国内

IPO市場は引き続き堅調であるといえる。

東証においては、上場会社の持続的な成長と中長期的 な企業価値向上を支え、国内外の多様な投資者から高い 支持を得られる魅力的な市場を提供することを目的とし て2022年4月に市場区分の見直しが行われた。2022年 末時点でプライム1,838社、スタンダード1,451社、グ ロース516社、合計3,805社が上場をしており、2022 年6月7日には㈱メルカリ、2022年11月28日には㈱メ ドレーなど、数社がグロースからプライムに市場区分を 変更するなど、新興市場への上場を経てより上位の市場 にステップアップしていく企業が登場している。プライ ム市場のコンセプトは「多くの機関投資家の投資対象に なりうる規模の時価総額(流動性)を持ち、より高いガ バナンス水準を備え、投資者との建設的な対話を中心に 据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミ ットする企業向けの市場」、グロース市場のコンセプト は「高い成長可能性を実現するための事業計画及びその 進捗の適時・適切な開示が行われ一定の市場評価が得ら れる一方、事業実績の観点から相対的にリスクが高い企 業向けの市場」として位置づけられている。新市場区分 においてもグロース市場へのIPO後、更なる企業価値の 向上のためにプライム市場へとステップアップを志向す る企業は引き続き進む傾向にあると思われる。

内閣府の成長戦略会議においては、2025年までにユ ニコーン50社創出を目標とし、2022年をスタートアッ プ創出元年として掲げるなど、改めて国を挙げて、スタ ートアップを支援し、新規産業創出を目指す方向が示さ れている。新型コロナウイルス感染症の再拡大、地政学 リスクの高まりなどの不安要素を踏まえると、今後の株 式市場は不確実性を伴う状況が継続していくものと考え られるが、かかる環境下においても、持続的に成長して いくための手段の1つとしてIPOを目指すスタートアッ プ企業は底堅く増えていくことが期待される。IPOを目 指す企業とそれを支える証券会社や監査法人等のIPO関 係者は、新市場区分のコンセプトも踏まえ、IPOをゴー ルと考えるのではなく、上場後も新興企業等の持続的な 成長を支える仕組みを引き続き考えていくことが重要で あり、結果として日本経済の発展にも寄与すると考え

金融庁:「企業内容等の開示に関する内 閣府令」等の改正案に対するパブリック コメントの結果等について

『会計情報』編集部

金融庁は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」 (以下「開示府令」) 等の改正案に関する意見募集を 行い、2023年1月31日(火)に結果を公表した。 2022年6月に公表された金融審議会ディスクロー ジャーワーキング・グループ報告において、「サス テナビリティに関する企業の取組みの開示」、「コー ポレートガバナンスに関する開示」などに関して、 制度整備を行うべきとの提言がなされたことを踏ま え、有価証券報告書及び有価証券届出書(以下「有 価証券報告書等」) の以下の記載事項が改正されて いる。

1. 主な改正内容

- 【1】サステナビリティに関する企業の取組みの
 - (1) サステナビリティ全般に関する開示
 - ① サステナビリティ情報の「記載欄」の新 設(開示府令第二号様式「第二部 第2 【事業の状況】」及び同様式記載上の注意 「(30-2) サステナビリティに関する考 え方及び取組」等)
 - ② 将来情報の記述と虚偽記載の責任及び他 の公表書類の参照(企業内容等の開示に 関する留意事項について(以下「開示ガ イドライン」)
 - (2) 人的資本、多様性に関する開示 (開示府令 第二号様式 記載上の注意「(29) 従業員の 状況」、「(30-2) サステナビリティに関す る考え方及び取組」及び開示ガイドライ
 - (3) サステナビリティ情報の開示における考え

方及び望ましい開示に向けた取組み(「記 述情報の開示に関する原則」)

- 【2】コーポレートガバナンスに関する開示(第 二号様式 記載上の注意「(54) コーポレー ト・ガバナンスの概要」、「(56) 監査の状 況」及び「(58) 株式の保有状況」等)
- 【3】その他

EDINETが稼働しなくなった際の臨時的な 措置として代替方法による開示書類の提出を 認めるため、「開示用電子情報処理組織によ る手続の特例等に関する内閣府令」の改正を 行うとされている。

2. 公布・施行日等

本改正に係る内閣府令は、2023年1月31日付 で公布・施行されている。

なお、改正後の開示府令等の規定は、2023年 3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券 報告書等から適用され、本改正に伴うガイドライ ンは2023年1月31日より適用される。加えて、 記述情報の開示に関する原則が公表されている。

詳細については以下のウェブページを参照いただ きたい。

「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の一部 改正(案)に対するパブリックコメントの結果等の 公表について:金融庁 (fsa.go.jp)

金融庁:「記述情報の開示の好事例集 2022」の公表(サステナビリティ情報 等に関する開示)

『会計情報』編集部

金融庁では、投資家と企業との建設的な対話に資 する充実した企業情報の開示を促すため、「記述情 報の開示の好事例集」を公表している(2022年3 月最終公表)。

今般、新たに「サステナビリティ情報」並びに有 価証券報告書の主要項目である「経営方針、経営環 境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」及び 「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・ フローの状況の分析(MD&A)」に関する開示の好 事例を取りまとめ、2023年1月31日に「記述情報 の開示の好事例集2022」を公表した。

このうち、「サステナビリティ情報」に関する開 示については、2022年6月に公表された金融審議 会ディスクロージャーワーキング・グループ報告 (以下、WG報告)において、「サステナビリティに 関する企業の取組みの開示」に関して、制度整備を 行うべきとの提言がなされたことを踏まえ、どのよ うな開示が投資判断にとって有用と考えられるかを

含め、開示の好事例について、投資家・アナリスト 及び企業の皆様による勉強会を開催し、議論がなさ れた開示例を「記述情報の開示の好事例集2022」 として取りまとめたものである。

また、同日付けで、WG報告を踏まえた改正「企 業内容等の開示に関する内閣府令」が公布された。 「記述情報の開示の好事例集2022」では、改正「企 業内容等の開示に関する内閣府令」において新たに 求められている「サステナビリティに関する企業の 取組みの開示」の参考となる開示例を掲載してい る。

詳細については金融庁のウェブページを参照いた

「記述情報の開示の好事例集2022」の公表(サ ステナビリティ情報等に関する開示)(fsa.go.jp)

ASBJ:実務対応報告公開草案第64号「グ ローバル・ミニマム課税に対応する法人 税法の改正に係る税効果会計の適用に関 する当面の取扱い(案)」の公表

『会計情報』編集部

企業会計基準委員会(ASBI)は、2023年2月8 日に、「グローバル・ミニマム課税に対応する法人 税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の 取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)を公 表した。

令和5年度税制改正において、グローバル・ミニ マム課税に対応する法人税が創設される予定であ り、それに係る規定(以下「グローバル・ミニマム 課税制度」という。)を含めた税制改正法(「所得税 法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第X号)) (以下「改正法人税法」という。また、改正法人税 法が成立した2023年XX月XX日を、以下「改正法人 税法の成立日」という。) 案が第211回通常国会に 提出されている。改正法人税法が成立した場合、グ ローバル・ミニマム課税制度の施行日以後において その適用が見込まれる企業は、改正法人税法の成立 日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の決算

(四半期(連結)決算を含む。) において、グローバ ル・ミニマム課税制度を前提として税効果会計を適 用するか否かを検討する必要があるが、その対応に ついては実務上困難であるとの意見が聞かれたこと から、必要と考えられる取扱いを検討していたもの である。

コメント募集期間は、2023年3月3日(金)まで とされている。

詳細については、ASBIのウェブページ(実務対 応報告公開草案第64号「グローバル・ミニマム課 税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適 用に関する当面の取扱い(案)」の公表 | 企業会計 基準委員会:財務会計基準機構 (asb.or.ip)) を参 照いただきたい。

iGAAP in Focus

Closing Out 2022

注:本資料はDeloitteの IFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。 この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご 参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

2022年が終わりに近づくにつれ、企業は、現在 のマクロ経済及び地政学的環境によってもたらされ る重大な不確実性に直面している。世界的なサプラ イチェーンの大幅な混乱、エネルギー価格及び労働 力不足の結果、多くの製品コスト及び従業員コスト が増加している。同時に、世界の中央銀行は、歴史 的に高いインフレ率の影響を和らげるために金利を 引き上げている。

企業は、この困難な状況にどのように対処してい るかについて透明性を高めるとともに、整合性があ り、比較可能性があり、タイムリーなサステナビリ ティ及び気候情報に対する投資家の需要の高まりに 対応する必要がある。

本iGAAP in Focusの特別版では、現在の経済的 及び地政学的環境を考慮して、2022年12月31日 以後終了する事業年度に関連性のある可能性のある 財務報告の問題を示し、規制上の焦点となる分野及 び年度末に適用される会計基準の変更も強調してい

不確実性と財務報告

相互接続された世界では、たとえばロシアのウクライ ナ侵攻のより広い経済的影響を、エネルギー価格の上 昇、一般的な生活費の上昇、COVID-19パンデミックの 継続的な影響、又は無数の各国又は地域の要因から分離 することが常に可能であるとは限らない。しかし、同様 の経済現象は、幅広い法域で経験している。これらのう ちのいくつかが財務報告に及ぼす主な影響を以下に強調 する。

デロイトのIFRS in Focus 「ロシア・ウクライナ 戦争に関する財務報告の検討事項」*1は、ロシア・ ウクライナ戦争に関連する財務報告の検討事項を、 詳細に解説している。

さらに、欧州証券市場監督局(ESMA)は、半期 の財務報告に対するロシアのウクライナ侵攻の影響 について公表文書*2を公表した。「ヨーロッパにお ける2022年の年次財務報告についての共通の施行 優先事項」*3において、ESMAは、これらのメッ セージのほとんどが年次財務諸表の状況にも関連性 があると考えている。

エネルギー価格の上昇

エネルギー価格の上昇とガス埋蔵量の枯渇によるエネ ルギー不足の可能性は、広範な企業及び財務報告のいく つかの側面に重大な影響を与える可能性がある。

これは、とりわけ、生産の混乱、コストの上昇(特に エネルギー集約型産業)、エネルギー生産者の収益の増 加及びその他の収益の減少(例えば、エネルギー・コス トの上昇が消費者の購買力を制限する可能性のある市場 において可処分所得のレベルに影響を受ける業種)につ ながる可能性がある。

このような影響は、IAS第36号「資産の減損」に基づ いて実施された減損レビューに明確に関連性がある。そ れは、報告日時点の事象及び期待を反映するように予測 が適切に更新されていることを確認すること、及びその 行使に伴う適切な開示を決定することの両方においてで

- *1 デロイトトーマツのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ ifrs/ifrs-ifrsinfocus-20220317.html)
- *2 ESMAのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/ esma32-63-1277_public_statement_on_half-yearly_financial_reports_in_relation_to_russias_invasion_ of_ukraine.pdf)
- *3 ESMAのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/ esma32-63-1320_esma_statement_on_european_common_enforcement_priorities_for_2022_annual_ reports.pdf)

ある。例えば、将来のエネルギー価格の予測は、初めて 開示される重要な仮定となるかもしれない。

一部の企業では、以下で詳しく解説するように、エネ ルギー価格の影響は深刻であり、継続企業として存続す る企業の能力に対する疑念を説明する開示の主要な部分 を形成するかもしれない。

直接的ではない影響には、エネルギー・デリバティブ の価値の変動(例えば、ガス又は電気の購入又は販売の 先渡契約)が含まれ、その結果、ヘッジ会計又はIFRS 第7号「金融商品:開示」に基づく市場リスクの開示に 影響を与える可能性がある。

全般的なインフレと金利上昇

エネルギー価格の上昇も、全般的なインフレ水準の上 昇に寄与している。これには、信用リスクの高まりに対 する貸手の認識を反映した金利の上昇や、インフレを抑 制しようとする中央銀行の介入が伴っている。インフレ 率と市場金利の上昇は、将来のキャッシュ・フローの予 測と現在価値の計算に依存する財務報告の複数の側面に 影響を与える。

非金融資産の減損に関して、IAS第36号は、資産が減 損している可能性を示し、完全な減損レビューにつなが る可能性があるかどうかを判断する際に評価する兆候と して、市場金利の上昇を識別している。ただし、市場金 利の上昇が重要性のある減損の存在を示していない場合 を除く。これは、市場金利の上昇が問題となっている資 産の適切な割引率に影響を及ぼさない場合(例えば、短 期金利の変動が長期資産に要求される収益率に影響を及 ぼさない場合)、又は企業が顧客に請求する価格を通じ て、より高い金利を回収することを見込んでいる場合、 又は金利の上昇が小さく、資産の回収可能価額が帳簿価 額を上回るヘッドルームについて懸念が生じることがな い場合である。しかし、減損損失の可能性は見逃しては ならず、金利の全般的な上昇は、完全な減損レビューが 要求されるかどうかを適切に検討することにつながるは ずである。

インフレの将来の経済的資源の流出への影響が、予測 キャッシュ・フロー又は長期負債に適用される割引率の いずれかに反映されなければならないため、インフレ は、廃棄義務のような長期引当金の測定に影響を与える 可能性がある。企業は、引当金の測定に使用するインプ ットが、インフレの影響を組み込む際に整合したアプロ ーチに従うことを確保しなければならない。インフレの 影響を含む名目キャッシュ・フローは名目レートで割り 引くべきであり、インフレの影響を除いた実質キャッシ ュ・フローは実質レートで割り引くべきである。

インフレとその結果としての生活費の増加は、製品が 手頃な価格でなくなる可能性がある(生産コストの増加 又は顧客の購買力の低下のいずれかのため)。正味実現 可能価額への棚卸資産の評価減、及び利益で販売できな い棚卸資産の購入コミットメントに関する不利な契約負 債の認識が要求される場合がある。インフレ、特に昇給

率は、IAS第19号「従業員給付」に基づいて会計処理さ れる確定給付債務の測定に織り込まれる重要な数理計算 上の仮定でもある。インフレが見積りの不確実性の主要 な発生要因である場合、企業は、感応度分析のような、 IAS第1号「財務諸表の表示」125項から133項で要求さ れる情報を開示する必要性を検討しなければならない。

金利とインフレの両方が、IFRS第16号「リース」に 基づくリース負債及び使用権資産の測定に影響を与える 可能性がある。また、借手の債務返済能力が低下するた め、信用損失への追加のエクスポージャーにつながる可 能性があり、その結果、次のようになる。

- 借手の生活費の増加により債務不履行のレベルが増 加する可能性があると予想される場合、IFRS第9号 「金融商品」に基づいて認識されることとなる予想信 用損失が増加する。金融機関が使用する予想モデルの 変更、又はそれらのモデルを補完するための「マネジ メント・オーバーレイ」には、財務諸表の利用者が将 来のキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に 対する信用リスクの影響を理解できるようにするため の開示を伴わなければならない。
- 金融機関以外の企業が、顧客が未払額の支払いに苦 闘し、不良債権の増加が見込まれる場合、予想信用損 失はより重大(significant)になる。

割引率とキャッシュ・フローに使用される仮定は、特 定の計算内で内部的に整合しており、異なる目的で実行 される計算間で整合していなければならない。

政府の介入

現在の経済情勢(特にエネルギー価格に関して)は、 例えば、顧客に請求できる価格を制限する、又は現在の 経済状況によって悪影響を受ける企業に直接経済支援を 提供する政府の介入につながっている。

これらの取決めを、IAS第20号「政府補助金の会計処 理及び政府援助の開示」の範囲に含まれる政府補助金、 IAS第12号「法人所得税」の範囲に含まれる税額控除、 IAS第20号10A項の要求事項の対象となる市場金利より も低利のローン、又は潜在的に(例えば、政府が公益事 業の供給者が請求できる料金を制限するように行動する 場合)他の場合よりも単に低コストであるとして、正し く特徴づけることが重要である。

より広範には、政府援助は、そのような予測を利用す る企業のキャッシュ・フロー予測及び評価に影響を与え る可能性がある(例えば、減損レビュー及び継続企業の 評価)。スキームの予想期間を含め、キャッシュ・フロ 一予測に対する政府援助の影響に関する企業の最良の見 積りの評価は、慎重に実施しなければならず、評価の結 果が重大な場合は開示しなければならない。

多くの法域で、政府は、特定のインダストリーで事業 を展開し、特にエネルギー・セクターでの価格上昇の結 果として便益の増加の恩恵を受けた、いわゆる「超過利 潤税(windfall tax)」を導入している(又は導入する 計画を発表した)。影響を受ける企業は、税金の性質を

評価して、IAS第12号を適用する法人所得税として会計 処理するか、IFRIC第21号「賦課金」を適用する賦課金 として会計処理するかを決定する必要がある。関連する 費用が純損益における法人所得税の科目に表示するか、 当該科目より上に表示するかを決定するため、この区別 は重要である。IAS第12号が適用される場合、企業は繰 延税金資産又は繰延税金負債を認識するかどうかも検討 する必要がある。税金が公表されているがまだ発効して いない場合、企業は、企業の事業に対する当該税金の予 想される影響を開示すべきかどうかを検討する必要があ る。

市場へのアクセス制限と事業停止

ロシアのウクライナ侵攻後、多くの企業がロシア市場 から撤退する意向を発表する、又はこの地域での事業へ のアクセス又は管理を継続する際に実務上又は政治的な 問題が発生した。

IAS第36号は、IAS第36号の範囲に含まれる資産が減 損している可能性を示す兆候があるかどうかを、内部及 び外部の情報源を考慮することによって評価することを 企業に要求している。この評価を行うにあたり、企業 は、ロシアのウクライナ侵攻の影響(直接的及び間接 的)が、1つ又は複数の資産が減損している可能性を示 す兆候を構成するかどうかを慎重に検討しなければなら ない。ウクライナ、ロシア又はベラルーシでの事業の廃 棄、処分又は一時停止、又は投資の中止の決定は、影響 を受ける資産の完全な減損レビューを必要とする減損の 兆候を示す可能性がある。

また、事業の処分計画により、売却目的で保有する資 産への分類又は非継続事業としての表示を生じさせる可 能性もある。しかし、これは、IFRS第5号「売却目的で 保有する非流動資産及び非継続事業」の厳格な要件を満 たす場合にのみ適切であるため、注意が必要である。特 に、非流動資産又は処分グループを廃棄する計画は、売 却目的保有と分類される結果とはならず、不確実な政治 環境において売却の可能性が非常に高いと考えられるか どうかを評価するための判断が要求される場合がある。

企業と在外営業活動体との関係が(選択又はその他の 方法で)変化した時点で、支配、共同支配又は重要な影 響力を喪失するほど影響力のレベルが低下したかどうか も考慮する必要もある。

財務諸表における気候関連リスク

しばらくの間、規制当局は、企業が直面する主要なり スクと不確実性の説明とともに、企業の事業及び状態の 進展及び業績、バランスのとれた包括的な分析を提供す る際に、気候関連事項とその影響に特に注意を払うよう 企業に求めてきた(たとえば、気候関連の問題はESMA の共通の施行優先事項*4が繰返し取り上げている)。

特に、年次報告書の他の箇所で気候関連事項に重点が 置かれている程度が、財務諸表に適用された判断及び見 積りに気候問題がどのように反映されているか、また、 記載された長期的な脱炭素化コミットメントを達成する ために必要な即時の行動が、財務諸表に反映されている かどうかを検討しなければならない。財務報告の目的で 使用される予測は、報告日における企業の戦略計画及び 計画された行動を反映し、報告日における最良の見積も りに基づかなければならない。

気候関連事項に重要性がある場合、IFRS会計基準が 当該事項に明示的に言及していなくても、IFRS財務諸 表の作成において考慮されることが期待される。投資家 又は規制当局は、気候関連事項が、財務諸表にどのよう に影響するか、どの程度影響するか(又は影響しない) についての説明なしに、(例えば、減損テストで)検討 されたことを記述する定型的な開示(boilerplate disclosures)が、財務諸表の理解に目的適合性のある 情報を提供するのに十分であるとみなすことはできな い。例えば、投資家は、財務報告に使用される企業の予 測がパリ協定の目標と一致しているかどうかを理解する ことを望んでいる。*5異なる気候変動の軌道の下で可 能性のあるシナリオ及び可能な結果の範囲は複数ある。 企業は、使用する仮定を明確にし、感応度分析をより有 効に使用することが重要である。

特にエクスポージャーの高いセクターにおいて、気候 関連事項が事業及び/又は資産及び負債の測定に重要性 のある財務的影響を及ぼすことが見込まれないと結論付 けた場合、規制当局は、そのような結論に達するために 実施した評価、判断及び使用し期間を開示することを期 待している。開示は、個々の企業の特定の状況に合わせ て調整する必要がある。

デロイトのA Closer Look「気候変動に関するパ リ協定に沿ったコーポレート・レポーティングに対 する投資家の需要」*6は、気候に関する投資家の 期待の背景と、どの要求事項がIFRS財団の公表物

^{*4} ESMAのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-63-1320_esma_statement_on_european_common_enforcement_priorities_for_2022_annual_reports.pdf)

^{*5} 本誌2022年7月号A Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポーティングに対する投資家 の需要」が、より詳細に解説している。

^{*6} 本誌2022年7月号A Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポーティングに対する投資家 の需要」を参照いただきたい。

である「In Brief:IFRS 基準と気候関連の開示」 *7及びIASBの教育的資料「気候関連事項が財務諸 表に及ぼす影響」*8によって強調されているか、 及びそれらを実務においてどのように適用する可能 性があるかについて提供している。

気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)などによ る基準の最終化までの間(後述)、TCFDは、企業が気 候変動への戦略的対応及びその潜在的な財務的影響を説 明するための一般的に受け入れられているフレームワー クとして使用される。多くの法域では、TCFDの開示を 強制又は推奨される報告要求に組み込んでおり、規制当 局はその報告の品質にますます焦点を合わせている。

たとえば、2022年に英国財務報告評議会(FRC)は、 TCFDの開示及び財務諸表における気候のテーマ別レビ ューを実施した。レビューの結果は、ベストプラクティ スの例が存在するため、これらの分野での報告及び開示 に対してより伝統的な「様子見」アプローチを採用して いる企業への期待をより明確にしている。FRCは、気候 報告は取締役会レベルのトピックとしてしっかりと確立 しなければならないことを強調した。

FRCのテーマ別レビューでは、企業が改善できる重要 な問題が指摘された。これらの分野は、英国外のTCFD 又はサステナビリティ情報についてより広範に報告する 企業にとって、有用な考慮事項を提供する可能性があ る。

- **粒度と特定性**一企業は、企業全体のリスク及び機会 に関する情報を提供し、必要に応じて事業 (business)、セクター及び地域別に分解して提供し なければならない。
- バランス一気候関連のリスク及び機会に関する議論 は、気候関連の機会の可能性を説明する際に、新技術 の開発への依存についての議論を含め、予想される規 模に比例しなければならない。
- 他のナラティブ開示との相互リンク一TCFDの開示 は、例えば、シナリオ分析の結果をナラティブ・レポ ーティング内の企業による全体戦略の説明に組み込む ことにより、ナラティブ・レポーティングの他の要素 と十分に統合しなければならない。
- **重要性(マテリアリティ)**一企業は、TCFDの全セ クターガイダンス及び補足ガイダンス***9**をどのよう に組み込むかについての説明を提供しなければならな い。開示が行われていない場合は、省略の理由を含め なければならない。特に、企業がこれらの開示を検討

し、重要性がないと判断したかどうか、又はこれらの 開示の対象となる事項が企業の内部評価で対処されて いないかどうかを明確にしなければならない。

- TCFDと財務諸表開示のつながり一TCFD報告で識 別された気候リスクと機会は、財務諸表の裏付けとな る判断及び見積りに適切に統合されなければならな い。企業はまた、気候変動と移行計画に対応して、セ グメント別報告の表示と分解された収益開示を再評価 することを検討しなければならない。
- **ガバナンス**一企業は、気候関連のパフォーマンス目 標の検討及び主要な資本的支出、買収及び処分に関す る決定に対する気候の影響など、気候関連事項の監督 に関する具体的な情報を提供しなければならない。ま た、気候関連リスクをどのように管理しているか及び 気候関連指標が報酬方針に与える影響についても開示 を検討しなければならない。
- **戦略**―戦略に関する情報はきめ細かく、シナリオ分 析に含まれる詳細レベルは、定量的指標を含め整合し ていなければならない。リスクと機会に関する企業の 議論は、機会に不釣り合いに重み付けしてはならな
- リスク管理 気候関連事項は、全体的なリスク管理 プロセスに統合しなければならない。特に、気候関連 リスクの優先度及び重要性を評価するプロセスを十分 に説明しなければならない。
- 指標と目標一指標は、スコープ1及び2の排出量の みに焦点を絞るのではなく、他の気候関連のリスクと 機会の指標も含めなければならない。目標に対する進 捗状況の読者の理解をサポートするために、過去デー タ及び変動の説明を提供しなければならない。
- **保証**一企業は、与えられた保証のレベル及びそれが カバーするものを明確に説明しなければならない。 「検証済み (Verified)」などの用語は、実際に取得さ れたよりも高いレベルの保証を意味する可能性がある ため、避けなければならない。

気候関連リスクの広範な内容及び重大さ、及び利害関 係者の期待の高まりと規制当局の注目に鑑み、企業は、 自主的又は強制的なTCFD開示を提供するかどうかに関 係なく、上記の点を考慮しなければならない。

サステナビリティと気候についての コーポレート・レポーティングの進展

企業が時の経過とともにどのように価値を創造、保 全、又は毀損するかの理解に関連性のあるサステナビリ ティ情報に対する投資家及び他の利害関係者の要求によ

^{*7} IASBのウェブサイトを参照いただきたい。(https://cdn.ifrs.org/-/media/feature/news/2019/november/in-briefclimate-change-nick-anderson.pdf?la=en)

^{*8} IASBのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-implementation/ documents/effects-of-climate-related-matters-on-financial-statements.pdf)

^{*9} TCFDのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.fsb-tcfd.org/publications/#implementing-guidance)

り、強制的なサステナビリティ報告の導入に向けた急速 な動きが進んでいる。

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)

ISSBは、資本市場のサステナビリティ報告に関 する基準の世界的な基準設定主体として浮上してい る。2022年3月、ISSBは、最初のIFRSサステナビ リティ開示基準の2つの公開草案(ED)を公表し

- IFRS S1号案「サステナビリティ関連財務情報 の開示に関する全般的要求事項」
- IFRS S2号案「気候関連開示」

ISSBは現在、協議に対して受領した回答を考慮 してEDの提案を再審議しており、最終基準の公表 は2023年の早いうち (early in 2023) に予定され ている。最近の金融安定理事会の報告書によると、 そのメンバーである24の法域のうち14が、ISSB基 準を地域での要求に取り入れるための構造及びプロ セスを導入中であると報告した。

証券監督者国際機構(IOSCO)は、開示基準と 保証基準の両方を、企業が2024年末の会計に使用 できるようにすることを期待している。2022年11 月のCOP 27で、IOSCO代表理事会議長のlean-Paul Servais氏は、「2023年に、ISSBは気候開示 及び全般的要求事項に関する基準を公表する。 IOSCOは、エンドースメントを決定するために迅 速に行動し、IOSCOがこれらの基準をエンドース することを決定した場合、メンバーが直ちに前進す ることを支援するためのサポート・プログラムを開 発する。IOSCOはまた、組織的能力向上(capacity building) のパートナーシップ・イニシアチブを通 じて包摂的であることを目指す、ISSBの取組みを 支援している。」と述べた。

デロイトのiGAAP in Focus「ISSBは、資本市場 に対するサステナビリティ開示基準のグローバル・ ベースラインを提案する」*10は、ISSBの背景情報 を提供し、最初の2つのEDを要約している。

重大な域外への広がりを有する法域の開発

2022年11月、**欧州連合**の企業サステナビリティ 報告指令(CSRD)は、欧州議会で採択され、欧州 理事会によって承認された。CSRDは、投資家、市 民社会、その他の利害関係者向けの企業のマネジメ ント・レポートのサステナビリティ報告を改善し、 それによって欧州グリーンディール及び国連の持続 可能な開発目標(SDGs)に沿った完全に持続可能 で包括的な経済及び金融システムへの移行に貢献す ることを目的としている。

CSRDの範囲は非常に広く、EUの規制市場に上 場していない多くの非EU事業に拡大する。

企業は、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) によって開発された欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) を使用して、広範なサステナビリティ項目 について報告しなければならない。

ESRS草案の最初のセットは2022年11月に欧州 委員会(EC)に提出され、ECは今後、基準案につ いてEU機関と加盟国と協議し、欧州議会と理事会 による精査期間の後、2023年6月に委任法令とし て最終基準を採択する予定である。

デロイトのiGAAP in Focus「欧州サステナビリ ティ報告『企業サステナビリティ報告指令 (CSRD)』 の全世界的な展開」は、CSRDの世界的な広がりを 説明している。

米国SECは2021年3月に気候関連の開示につい て協議し、2022年3月に規則案「投資家向け気候 関連開示の拡大及び標準化」*11を公表した。とり わけ、規則案は外国登録企業(FPI)に適用され、 SECは、FPIが規則案の要求事項と実質的に同様の 要件の要求事項に基づいて報告することが、認めら れるべきかどうかについての意見を求めた。

統合報告

2021年、国際統合報告評議会(IIRC) は、当初 2013年に公表された国際統合報告フレームワーク $(\langle IR \rangle フレームワーク)$ の改訂版 $*^{12}$ を公表した。 改訂版では、価値の創造、保全、毀損に重点が置か れている。報告の誠実性をさらに促進するために、 ガバナンス責任者からより多くの開示を提供し、結 果の範囲を拡大する。改訂〈IR〉フレームワーク は、IFRS財団の後援の下で維持され、2022年1月1 日に開始する報告期間に適用される。企業が〈IR〉 フレームワークを部分的にのみ採用することを選択 した場合、〈IR〉フレームワークは、適用されてい ない要求事項及びその理由を識別することを推奨し ている。

通貨と超インフレ

世界的なエネルギー価格の急騰は、多くの法域で全般

^{*10} デロイトトーマツのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/audit/articles/ crd/igaapinfocus-20220907.html)

^{*11} 米国SECのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.sec.gov/rules/proposed/2022/33-11042.pdf)

^{*12} IIRCのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.integratedreporting.org/wp-content/uploads/2021/01/ InternationalIntegratedReportingFramework.pdf)

的なインフレ水準の上昇に寄与しており、超インフレ (この用語はIAS第29号「超インフレ経済下における財 ● ベネズエラ 務報告」で定義されている。) の対象となる法域の数が ● イエメン 増加している。したがって、企業は以下の課題にますま す直面している。

- 経済がIAS第29号で定義されている超インフレであ るかどうかを判断することに、困難な場合がある。当 該定義には超インフレのいくつかの特徴が含まれてい るが、超インフレは3年間の累積インフレ率が100% に近づいているか又は超えるときに、最も多く証拠付 けられる。また、財務諸表の金額にどの一般物価指数 を適用するべきかを決定することも難しい可能性があ る。
- 企業は、現地通貨と国際通貨の両方が一般的に使用 されている状況では、企業の機能通貨を決定する際に 困難に直面する可能性がある。これは、現地通貨が超 インフレである場合に特に重大になる可能性がある。 IAS第29号は、(その経済で活動する企業によってで はなく)機能通貨が超インフレ経済の通貨である企業 によってのみ適用される。また、IAS第21号「外国為 替レートの変動の影響」では、「企業は、IAS第29号 に従った修正再表示を、例えば、本基準に従って決定 される機能通貨以外の通貨 (親会社の機能通貨など) を機能通貨として採用することによって、避けること はできない。」と具体的に規定されていることにも留 意すべきである。
- 現地通貨とグローバルに取引される通貨間の交換が 制限されている場合、単体財務諸表の貨幣性項目を換 算し、在外営業活動体の財務諸表を親会社の表示通貨 で換算するための適切な為替レートを識別することが 困難な場合がある。この問題は超インフレ経済に特有 ではないが、「ハード」通貨の不足、したがって為替 制限の必要性は、現地通貨が価値を失っている経済の 特徴であることが多い。

インフレ又は為替の問題が重大な判断につながる、又 は見積りの不確実性の発生要因となる場合、IAS第1号 122項及び125項で要求されているように開示を提供し なければならない。

国際通貨基金 (IMF) のインフレ予測やIAS第29号で 定められた指標を含む、執筆時点における入手可能なデ ータに基づいて、以下の経済は、2022年12月31日終 了事業年度の財務諸表について、IAS第29号を適用する 目的及びIAS第21号に従った在外営業活動体の再換算を 行う超インフレ経済にあると考えなければならない。

- アルゼンチン
- エチオピア
- イラン
- レバノン
- 南スーダン
- スーダン
- スリナム
- シリア

- ・トルコ

- ジンバブエ

エチオピアとトルコは、2022年に超インフレになっ

その他の報告に関する検討事項

後発事象

期末日以降の新たな問題又は新たな進展の出現は、報 告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供する 修正を要する後発事象と、報告期間後に発生した状況を 示す修正を要しない後発事象を区別するために、慎重な 検討が要求される場合がある。

この区別は、当該事象自体をどの報告期間に会計処理 すべきかを決定するだけでなく、将来の見通しに関する 計算及び関連する開示にとっても重要である。例えば、 IAS第36号に基づく減損レビュー又はIFRS第9号に基づ く予想信用損失計算、及び合理的に考え得る予測の変化 に対する感応度の開示は、報告日の状況に基づかなけれ ばならず、その後の修正を要しない後発事象の影響を受 けない。報告日以降に評価がどのように変化したかにつ いて追加の開示を提供することは有益かもしれないが、 これは報告日現在の情報とは異なるものとして明確に識 別しなければならない。

重大な判断と見積りの不確実性の主要な発生要 因の開示

不確実性のある時代に報告を行う際には、財務諸表の 利用者に、財務情報を作成する際の重要な仮定と、行っ た判断を理解できるようにする十分な情報を提供するこ とが特に重要である。企業の特定の状況に応じて、本二 ュースレターで解説している領域の多くは、IAS第1号 122項から133項によって開示が要求される可能性があ る、項目又は取引の特性、又はその測定に関する見積り の不確実性の発生要因に対する重大な判断が生じる可能 性がある。

合理的に考え得る結果の範囲に基づく感応度分析を含 む、主要な仮定について提供する開示は、報告日におけ る状況を反映しなければならない。主要な仮定又はそれ らの仮定に対する合理的に考え得る変化の範囲が、修正 を要しない後発事象の結果として重大な影響を受ける場 合、財務的影響の見積りを含む、当該変化に関する情報 を別個に提供しなければならない。

見積りの不確実性に関しては、翌事業年度中に資産及 び負債の帳簿価額に重要性のある修正の重大なリスクが ある(したがってIAS第1号125項に基づく開示が要求 される) 見積もりと、より長い期間にわたって資産及び 負債に影響を及ぼす可能性のある(したがって、当該項 の範囲に含まれないが、別個に開示することが有用であ る可能性がある) 見積りとを区別することも重要であ

る。

見積りの不確実性の高品質の開示を行う上では、以下 のことも重要である。

- 重要性がある修正のリスクがある特定の量を定量化
- 利用者が経営者の最も困難、主観的又は複雑な判断 を理解できるようにするために、仮定及び/又は不確 実性の説明に十分な粒度を提供する。
- 他の見積りの開示及び関連する感応度を、重大な見 積りと明確に区別し、それらの関連性を説明する。
- 重大な見積り(上記の経済的要因により、前年より も広範になる可能性がある)について、意味のある感 応度及び/又は合理的に考え得る結果の範囲を提供す る。これらは、特定のIFRS会計基準で要求されるも のに限定するべきではない。
- 投資家がその影響を完全に理解するためにこの情報 を必要とする場合、重大な見積もりの基礎となる仮定 を定量化する。
- 不確実性が未解決のままである場合、過去の仮定の 変更を説明する。

デロイトのIFRS in Focus「主要な判断と見積り の開示にスポットライトを当てる」*13は、重大な 判断及び見積りの不確実性の発生要因の開示に関す るより詳細について提供している。

非GAAP及び代替的業績指標

重大な経済変化又は通例ではない事象は、しばしば、 業績への影響又は事象が発生しなかった場合の企業の利 益を強調したいという欲求につながる。しかし、このよ うなアプローチに従う場合には注意が必要である。

このような変化又は事象の影響が広範囲であるという 性質は、別個の表示が企業の全体的な財務業績を忠実に 表現せず、利用者の財務諸表の理解に誤解を招く可能性 があることを意味する。たとえば、「エネルギー価格の 上昇の影響を除く」という利益の数値は、2022年には 存在しなかった経済環境を反映する。

一般的に、経済的又は地政学的な事象の影響が非 GAAP指標又は代替的業績指標(APM)を通じて適切 に反映できるかどうかを評価する際には、以下を含むが これらに限定されない要因を検討しなければならない。

- 調整された指標から除外される項目は、事象又は経 済状況に直接関係していることを証明できるか?
- 当該項目は「ニューノーマル」の反映ではなく、通 常の営業に増分なものであるか?
- 当該項目は、見積り又は予測とは対照的に、客観的

に定量化可能であるか?

● 当該項目は、より大きな項目の測定の一部ではな く、個別のものであるか?

このような事象の広範な影響を純損益に別個に表示し ようとするのではなく、資産、負債、及び純損益の数値 への影響の認識、測定及び表示に適用される重大な影 響、判断及び仮定に関する定性的及び定量的情報を注記 で開示することが適切である可能性が高い。

そのような影響は、明確かつバイアスのない方法で提 供しなければならない。非GAAP指標又はAPMをマネ ジメント・レポートに含める場合、企業は非GAAP財務 指標に関するIOSCO声明*14そして代替的業績に関する ESMAのガイドライン(2020年に更新)*15に引き続 き関連性がある。

法人所得税及び繰延税金資産の認識

企業は、現在のマクロ経済環境に起因する利益水準の 低下又は激しい変動が法人所得税会計にどのように影響 するかを検討しなければならない。例えば、当期の収益 の減少又は損失の発生は、予想利益の減少と相まって、 企業の繰延税金資産の一部又は全部を回収可能である可 能性が高いかどうかの再評価につながる可能性がある。 利益の減少又は減損が損失を生じさせる場合、企業は、 関連する繰延税金資産の全部又は一部を実現するため に、税法で利用可能な繰戻し及び繰越期間内に十分な所 得があるかどうかを検討する必要がある。

IAS第12号を適用して、企業は、子会社、支店及び関 連会社、及び共同支配の取決めの持分に関連する将来加 算一時差異に対する繰延税金負債を認識していない可能 性があるが、これは、一時差異を解消する時期をコント ロールすることができ、当該一時差異が予測可能な期間 内に解消しない可能性が高いとみなされたと結論づけた ためである。逆に、企業は、一時差異が予測可能な期間 内に解消する可能性が高いと判断した(及び繰延税金資 産を回収できる可能性が高いと判断した)ため、そのよ うな投資に関連する将来減算一時差異について繰延税金 資産を認識した可能性がある。企業又はその子会社が流 動性の問題又は現在のマクロ経済環境に起因する他の課 題を有しており、投資先の未分配利益の本国送金に関す る意図に変更がある場合、これらの結論を再検討するこ とが適切である可能性がある。

開示は、この分野でも重要である。特に、近年の損失 の履歴がある場合の繰延税金資産の認識を裏付ける証拠 の内容に関する企業固有の情報、及び関連性のある感応 度及び/又は今後12か月で起こりうる結果の範囲を含 む、繰延税金の判断及び見積りについてである。

^{*13} 本誌2017年7月号IFRS in Focus「主要な判断と見積りの開示にスポットライトを当てる」を参照いただきたい。

^{*14} IOSCOのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD532.pdf)

^{*15} ESMAのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-51-370_qas_on_esma_guidelines_on_apms.pdf)

税源浸食と利益移転に関するOECD/G20の包摂 的枠組み(BEPS)

2022年3月OECDは、経済のデジタル化から生 じる税の課題に対処するためのプロジェクトの第2 の「柱」として合意された15%のグローバル・ミ ニマム課税についてテクニカル・ガイダンス*¹⁶を 公表した。このガイダンスは、2021年12月に合意 し公表されたグローバル税源侵食防止(GloBE)ル ール*17の適用及び運用について詳しく説明してい る。これは、収益が7億5,000万ユーロを超える多 国籍企業(MNE)が、事業を行う各法域で発生す る所得に対して少なくとも15%の税金を支払うこ とを保証するための調整されたシステムを構築す

135を超える国と法域が、「第2の柱」を税法に 組み込むことに同意している。これらの国及び法域 のいずれにおいても、2022年末までに実質的な制 定が行われることは予想されていない(つまり、 2022年12月31日時点でIAS第12号に基づいて計算 された税金残高は影響を受けない) が*18、IAS第 10号「後発事象」は、一般的に開示が要求される 修正を要しない後発事象の例として、「報告期間後 に制定又は発表された税率又は税法の変更で、当期 税金及び繰延税金の資産及び負債に重大な影響を及 ぼすもの」を挙げていることに留意しなければなら ない。

したがって、企業は、OECDのテクニカル・ガイ ダンスとその実施に対する該当する政府のコミット メントのレベルが、事業を行う法域における税法の 変更の発表を構成するかどうかを評価しなければな らない。この場合、当該ルールが事業に重大な影響 を与える可能性があると企業が結論付けた場合、そ の事実を、影響の見積り又はそのような見積りを行 うことができないという記述とともに財務諸表に開 示する。

この開示に関連性があるかもしれないのは、IAS 第12号(特に繰延税金に関して)を第2の柱のフレ ームワークに適用する際の課題にどのように対処す るかについてのIASBの検討である。IASBは、 2022年11月の会議において、第2の柱の実施から 生じる繰延税金の会計処理の一時的な例外を、影響 を受ける企業に対する的を絞った開示要求とともに 導入することを暫定的に決定した。

当該提案の公開草案の公表は2023年1月に予定 されており、修正の最終化は2023年の第2四半期 を目標としている。*19

継続企業

経済的圧力又は変化により、ビジネス・モデルが実行 不可能になったり、必要な債務による資金調達へのアク セスが制限されたりする可能性がある。 このような状 況では、報告日から少なくとも12か月間継続企業とし て存続できないかどうかを評価する必要がある。

経営者が企業を清算もしくは営業停止の意図がある場 合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除 いて、財務諸表は継続企業に基づいて作成される。評価 を行う際、継続企業として存続する企業の能力に重大な 疑義を生じさせる可能性のある事象又は状況に関連する 重要性のある不確実性を経営者が認識している場合、企 業は、当該不確実性又は重要性のある不確実性は存在し ないという結論に達するために取られた重要な判断を開 示しなければならない。

IASBは、2021年に継続企業の評価及び関連する 開示要求に関する教育的資料を公表した。このガイ ダンスは、デロイトのIFRS in Focus「IFRS財団は、 継続企業の評価に関連するIFRS基準の要求事項に 関する教育的資料を公表」*20に要約されている。

IFRS第17号「保険契約」の適用

IFRS第17号は、2023年1月1日以後に開始する事業 年度に発効する。早期適用が限られているため、保険会 社と非保険会社の両方が、公表されているが未発効の新 しいIFRS会計基準の影響についてのIAS第8号「会計方 針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づく開示要求 を検討する必要がある。保険会社に対するIFRS第17号 の影響は、IFRS第9号を初めて適用するため、IFRS第9

- *16 OECDのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.oecd.org/tax/beps/oecd-releases-detailed-technicalguidance-on-the-pillar-two-model-rules-for-15-percent-global-minimum-tax.htm)
- *17 OECDのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.oecd.org/tax/beps/tax-challenges-arising-from-thedigitalisation-of-the-economy-global-anti-base-erosion-model-rules-pillar-two.htm)
- *18 (訳者注) 2022年12月23日に閣議決定された「令和5年度税制改正大綱」には、グローバル・ミニマム課税のうち所 得合算ルール (IIR) を2024 年4月1日以後開始する事業年度に導入することが含まれている。我が国においては、グ ローバル・ミニマム課税に関する法人税法の改正が、国会において可決、成立した場合に、実質的な制定が行われてい るかどうかの検討が必要になると考えられる。
- *19 (訳者注) 2023年1月9日にIASBは、公開草案「国際的な税制改革一第2の柱モデルルール」(IAS第12号の修正案)を 公表し、2023年3月10日までコメントを募集している。
- *20 本誌2021年4月号IFRS in Focus「IFRS財団は、継続企業の評価に関連するIFRS基準の要求事項に関する教育的資 料を公表」を参照いただきたい。

号の適用を延期することを選択した保険会社に対する IFRS第9号の影響と同様に、重大である。IFRS第17号 の適用開始日より後に2022年12月期の年次報告書が公 表されるため、新基準の実施による影響の分析は1年前 よりも高度になり、過去の財務諸表で提供された情報の さらなる精緻化及び発展が可能になる。そのため、会計 上の変更の可能性に関する企業固有の定量的開示の提供 は、規制上の焦点となる分野になると予想される。開示 のレベル、特に定量化が可能な範囲は、各企業の実施プ ロジェクトの状況によって影響を受けるが、実務上可能 な場合は以下を含めなければならない。

- 適用する会計方針(範囲の例外及び移行の救済措置 の使用を含む)
- 割引、非金融リスクの調整、プレミアムの配分、収 益としての契約サービスマージン(CSM)の認識の ような、保険契約の会計処理の主要な側面に適用され る方法論
- 2022年の期首及び期末の財政状態、財務業績及び 資本へのIFRS第17号影響の金額が、既知又は合理的 に見積り可能かどうか
- IFRS第9号を初めて適用する企業の金融資産の会計 処理に予想される影響、及びIFRS第9号が現在適用さ れている場合の金融資産の分類選択の変更

定量的な情報が分からない又は合理的に見積もれない ため開示されない場合、内容及び財政状態への予想され る影響の可能性の高い大きさ(likely magnitude)を 利用者が理解できる定性的な情報の重要性が強調され る。

IFRS第3号「企業結合」

企業結合は非常に重大となる可能性があり、場合によ っては、企業の事業の内容及び範囲を根本的に変えるこ とがある。そのため、企業は、年次報告書全体を通じ て、企業結合の理由及び影響について明確で整合的な説 明を行い、情報を理解可能で簡潔に伝える方法について 慎重に検討する必要がある。

同様に:

- のれんを生じさせる要因の説明を提供しなければな らず、可能であれば、定型的な開示を提供するだけで なく、対象の企業結合に固有の考慮事項を含めなけれ ばならない。
- 条件付対価に関連する開示には、取決めに関する企 業固有の説明と、支払額の潜在的な変動性を含めなけ ればならない。

企業結合会計の仕組みも複雑になる可能性があり、例 えば、取引の要素が会計目的で企業結合の一部を形成す るか、代わりに別個の取引として会計処理しなければな らないかを決定する際に、重大な判断を適用する必要が ある場合がある(例えば、株式に基づく報酬が対価の一 部を構成するか、結合後の費用として会計処理されるか を決定する要求事項は複雑である)。この判断の実施に は注意が必要であり、IFRS第3号を適用する際に行った 第7号の「現金」の定義を満たすかどうかについてアジ

判断を明確に開示する、又は(取引が企業結合の定義を 満たしているかどうか、又は資産購入として会計処理す る必要があるかどうかが明確ではない場合)IFRS第3号 が適用されるかどうかを決定する際に行われた判断を明 確に開示する必要がある。

IAS第33号「1株当たり利益」

基本的EPS及び希薄化後EPSは、多くの場合、企業の 業績の重要な指標と考えられているため、多くの場合、 ある期間の最初の決算発表及び完全な財務諸表に含まれ ている。しかし、当該数値の計算は非常に複雑になる可 能性があり、利用者が常によく理解できるとは限らな い。IAS第33号自体の開示の要求事項はこの点で比較的 限定的であるが、財務諸表の作成においてなされた重大 な判断を開示するというIAS第1号の一般的な要求事項 は、EPSの計算にも適用される可能性があることに留意 すべきである(例えば、株式再編の実質を決定する際に 判断が必要な場合)。

誤って適用されやすいEPS計算の詳細を、以下に記載

- 潜在的な普通株式が希薄化又は逆希薄化であるかど うかの決定は、継続事業からの利益又は損失に基づい て行う必要がある。
- 無償部分を含む株式再編成では、表示するすべての 期間の基本EPS及び調整後EPSの計算に使用される普 通株式の加重平均数を遡及的に調整することが要求さ れる。
- 優先株式が資本として分類される場合、基本EPS及 び調整後EPSの計算に使用される利益は、配当及び償 還時に生じるプレミアムを含む、当該優先株式のすべ ての影響に対して調整される。

上記の非GAAP指標の使用に関するガイダンスは、調 整後EPS数値の表示にも適用される。特に、「法定」 EPS指標及びその算定方法(調整項目に対する税金に対 して使用する基礎を含む)を明確に開示しなければなら ない。

IFRS解釈指針委員会による重要な アジェンダ決定

本ニュースレターの付録で詳述されているように、 IFRS解釈指針委員会(以下、委員会)は、特定の取引 に対する適切な会計処理に関するガイダンスを提供する 多くのアジェンダ決定を公表している。より広範に適用 される可能性のある取り扱われた問題のいくつかを、以 下で解説する。

第三者との契約から生じた用途制限のある要求 払預金(IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」)

2022年4月委員会は、要求払預金が第三者と合意さ れた契約上の用途制限の対象となっている場合に、IAS ェンダ決定*21を公表した。議論された事実パターンで 的(例えば、負のクレジットを有する他の企業に売却す は、企業は独立した要求払預金において所定の金額の現 金を維持する必要があり、当該現金は所定の目的にのみ 使用することができる。

委員会は、第三者との契約から生じた要求払預金の用 途制限は、当該制限により当該預金の性質がIAS第7号 における現金の定義を満たさなくなるように変化する場 合を除いては、当該預金が現金ではなくなるという結果 を生じさせないと結論付けた。前述の事実パターンで は、契約上の制限は当該預金の性質を変化させることは なく、企業は当該金額に要求に応じてアクセスできる。 したがって、委員会は、企業は当該要求払預金をキャッ シュ・フロー計算書及び財政状態計算書において「現金 及び現金同等物」の内訳として含めると結論付けた。

財政状態の理解への目的適合性がある場合には、企業 は、「現金及び現金同等物」の科目を分解し、当該要求 預金を追加的な科目で区分表示する。要求払預金は、流 動に分類しなければならない。ただし、「交換又は負債 の決済に使用することが、報告期間後少なくとも12か 月にわたり制限されている」場合は除く。また、企業 は、IFRS第7号の流動性リスクに関する要求事項の文脈 で追加情報を開示するかどうかも検討する。IAS第7号 及びIFRS第7号の開示要求を適用するにあたって企業が 提供する情報が、財務諸表の利用者が企業の財政状態に 対する制限の影響を理解するには不十分である場合、さ らなる開示が適切である可能性がある。

負の低排出ガス車クレジット(IAS第37号「引 当金、偶発負債及び偶発資産」)

2022年7月委員会は、自動車の炭素排出量の削減を 奨励するための特定の施策が、IAS第37号における負債 の定義を満たす義務を生じさせるかどうかを議論するア ジェンダ決定*²²を公表した。議論された事実パターン では、企業は、暦年において炭素の平均排出量が政府の 目標を下回る自動車を生産又は輸入した場合には、正の クレジットを受け取る。当該年度において炭素の平均排 出量が当該目標を上回る自動車を生産又は輸入した場合 には、企業は負のクレジットを受け取る。

検討された事実パターンでは、企業は、他の企業から クレジットを購入するか又は次年度に正のクレジットを 自ら創出することによって、負のクレジットを解消する 義務を決済できる。委員会は、当該義務を決済するいず れの方法も、経済的便益を有する資源の流出を生じさせ ると結論付けた。これらの資源は、企業が負の残高を解 消するために放棄する正のクレジットである。そうでな ければ、企業は、自ら創出した正のクレジットを他の目

ること)に使用することができたであろう。

委員会は、当該事実パターンにおいて、現在の義務を 生じさせる活動は、その暦年に生産又は輸入したすべて の自動車についての平均炭素排出量が政府の目標よりも 高い自動車の生産又は輸入であると結論付けた。

委員会は、当該事実パターンに記載されている施策 は、法律の運用に由来して当該施策から生じる法的義務 を生じさせると結論付けた。政府が当該施策に基づいて 課すことができる制裁は、それによって決済が法律によ り強制可能となる可能性のある仕組みである。

企業は、決済をしないことに対して考えられる制裁を 受け入れることが当該企業にとって現実的な選択肢でな い場合には、法律によって強制可能な法的義務を有す る。委員会は、制裁を受け入れることが企業にとって現 実的な選択肢であるかどうかを判定するには判断を要 し、結論は制裁の性質及び企業の具体的な状況に左右さ れるという見解を示した。

委員会は、企業が負のクレジットを解消する法的義務 を有していないと判断する場合、そうする推定的義務を 有しているかどうかを検討することが必要となると結論 付けた。企業は次の両方を行った場合には、推定的義務 を有することとなる。

- ある暦年において、炭素の平均排出量が政府の目標 を上回る自動車を生産又は輸入した。
- 結果として生じた負のクレジットを企業が解消する であろうという妥当な期待を、他者に生じさせる行動 をした。例えば、解消するであろうという十分に具体 的な現在の声明を行った。

^{*21} このアジェンダ決定を含む2022年3月のIFRIC Updateの日本語訳が、ASBJのウェブサイトで提供されている。 (https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/ifric_202203.pdf)

^{*22} このアジェンダ決定を含む2022年6月のIFRIC Updateの日本語訳が、ASBJのウェブサイトで提供されている。 (https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/ifric_202206.pdf)

付録

2022年12月31日に終了する事業年度に強制適 用される新しい及び改訂されたIFRS会計基準及 び解釈指針

IFRS第3号の修正-「概念フレームワークへの参照」

IFRS第3号の修正は、1989年版フレームワークへの 参照を2018年版概念フレームワークへの参照に置き換 える。また、次の明示的な要求事項も追加する。

- IAS第37号の範囲に含まれる義務について、取得企 業は、取得日において過去の事象の結果として現在の 義務が存在するかどうかを判定するために、IAS第37 号を適用する。
- IFRIC第21号の範囲に含まれる賦課金について、取 得企業は、賦課金を支払う負債を生じさせる義務発生 事象が取得日までに発生しているかどうかを判断する ために、IFRIC第21号を適用する。
- 取得企業は、企業結合で取得した偶発資産を認識し ない。

デロイトのIFRS in Focus「IASBは、IFRS基準の 狭い範囲の修正のパッケージを公表する」*23は、 「概念フレームワークへの参照」(IFRS第3号の修正) の詳細を提供している。

IAS第16号の修正-「有形固定資産-意図した使用前の 収入工

IAS第16号の修正は、有形固定資産項目が利用可能に なる前に生産された物品(例えば、資産が意図したとお りに機能するかどうかの試運転時に生産される見本品) の販売による収益を、その物品のコストとともに純損益 で認識することを要求し、当該販売の正味の収入を有形 固定資産の取得原価から控除するという以前の要求事項 に置き換わるものである。

資産が正常に機能するかどうかの試運転のコストは、 引き続き有形固定資産の取得原価の一部を形成する。

デロイトのIFRS in Focus「IASBは、IFRS基準の 狭い範囲の修正のパッケージを公表する」*23は、 「有形固定資産ー意図した使用前の収入」(IAS第16 号の修正) の詳細を提供している。

IAS第37号の修正―「不利な契約―契約履行のコスト」

IAS第37号の修正は、契約が不利であるかどうかを判 定する際に、当該契約に直接関連するコストを考慮しな ければならないことを規定している。本修正は、また、 当該コストは、契約の履行の増分コスト(例えば、直接 労務費及び材料費)と他の直接費の配分(例えば、当該 契約の履行に使用される有形固定資産の減価償却費)の

両方で構成されることも明記されている。

デロイトのIFRS in Focus「IASBは、IFRS基準の 狭い範囲の修正のパッケージを公表する」*23は、 「不利な契約―契約履行のコスト」(IAS第37号の修 正)の詳細を提供している。

IFRS基準の年次改善2018-2020—IFRS第1号、IFRS第 9号、IFRS第16号及びIAS第41号の修正

本年次改善は、4つのIFRS会計基準に狭い範囲の修正 を行う。

- IFRS第1号―初度適用企業としての子会社―親会社 の連結財務諸表に含まれる帳簿価額で資産又は負債を 測定するIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」 における既存の規定を使用する親会社よりも後で IFRS会計基準を適用する子会社が、在外営業活動体 に係る換算差額累計額にも同じ基礎で測定することを 認める。既存の免除規定と同様に、同様の選択が関連 会社及び共同支配企業に利用可能である。
- IFRS第9号—金融負債の認識の中止に関する「10% テスト」に含まれる手数料一企業(借手)と貸手との 間で授受される手数料(企業又は貸手のいずれかが他 方に代わって授受する手数料を含む)のみを、金融負 債の改訂された条件が金融商品が修正される前に存在 していた条件と大幅に異なるかどうかの定量的評価に 含めるべきであることを特定する。
- IFRS第16号-リース・インセンティブ-設例13か ら賃貸設備改良の補償の説明を削除する。
- IAS第41号-公正価値測定における課税-公正価値 測定から課税のキャッシュ・フローを除外する要求事 項を削除することにより、IAS第41号「農業」の公正 価値測定をIFRS第13号「公正価値測定」の公正価値 測定に合わせる。

デロイトのIFRS in Focus「IASBは、IFRS基準の 狭い範囲の修正のパッケージを公表する」*23は、 「IFRS基準2018-2020の年次改善」(IFRS第1号、 IFRS第9号、IFRS第16号及びIAS第41号の修正)の 詳細を提供している。

2022年のIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決 定

IFRS会計基準の正式な解釈を開発し、IASBが当該基 準を修正することを提案する活動を行うとともに、委員 会は、アジェンダに追加しないことを決定した論点の要 約を、通常提出された会計上の論点の議論とともに、定 期的に公表している。

2020年8月、IFRS財団の評議員会は、更新版IFRS財

^{*23} 本誌2020年7月号IFRS in Focus「IASBは、IFRS基準の狭い範囲の修正のパッケージを公表する」を参照いただき たい。

団デュー・プロセス・ハンドブックを公表し、IFRS解 えば、新たな情報の入手又はそのシステムの適応)を与 釈指針委員会が公表したアジェンダ決定の説明的資料 えられることが期待されていることを指摘している。会 が、IFRS会計基準自体から権限を得ており、したがっ 計方針の変更を行うために十分な時間がどのぐらいであ て、アジェンダ決定が会計方針の変更をもたらす場合に 適用される遡及適用について、IAS第8号の一般的な要 る判断の問題である。それでも、企業は、どのような変 求事項により適用が要求されることを確立した。

IFRIC Updateはまた、企業がその決定を行い、必要な 会計方針の変更を決定し実施するための十分な時間(例

るかの決定は、企業の具体的な事実と状況に応じて決ま 更も適時に実施し、重要性がある場合には、当該変更に IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブック及び各 関連する開示が、IFRS会計基準で要求されているかど うかを検討することが期待される。

最近、以下のアジェンダ決定が委員会によって公表された。*24

2021年11月 IFRIC Update	IFRS第16号一風力発電基地の使用から生じる経済的便益	
2022年2月 IFRIC Update	IFRS第9号及びIAS第20号一TLTRO III取引	
2022年3月 IFRIC Update	IAS第7号一第三者との契約から生じた用途制限のある要求払預金	
2022年4月 IFRIC Update	IFRS第15号一本人なのか代理人なのか:ソフトウェア再販売業者	
	IFRS第17号-年金契約グループに基づく保険カバーの移転	
2022年6月 IAS第32号「金融商品:表示」一特別買収目的会社(SPAC):公開株式の金融負債区 分類		
	IAS第37号一負の低排出車クレジット	
	IFRS第9号及びIFRS第16号一貸手のリース料免除	
2022年9月 IFRIC Update	IFRS第17号及びIAS第21号一多通貨保険契約グループ	
•	特別買収目的会社(SPAC):取得時のワラントの会計処理	

2022年12月31日に終了する事業年度に早期適 用可能な新しい及び改訂された基準

IAS第8号30項は、新しい及び改訂されたIFRS会 計基準が公表されたが未発効の場合、その潜在的な 影響を検討し、開示することを企業に要求してい る。上記のように、これらの開示の十分性は、現在 の規制上の焦点となっている領域である。

以下のリストは、2022年11月30日時点のもの を反映している。当該日以後、財務諸表が発行され る前に、IASBが公表した新しい及び改訂IFRS会計 基準の適用による潜在的な影響についても検討し、 開示しなければならない。

下表に記載の新しい又は修正されたIFRS会計基 準についての解説は、デロイトトーマツのウェブサ イト「IFRS基準別の解説」を参照いただきたい。 (https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/ finance/articles/ifrs/ifrs-kaisetsu-1.html)

IFRS会計基準	発効日-以下の日以後に開始する事業年度:
新しい基準	
「IFRS第17号の修正」及び「IFRS第17号とIFRS第9号の適 用開始一比較情報」を含むIFRS第17号「保険契約」	2023年1月1日

^{*24} 一連のアジェンダ決定については、ASBJのウェブサイトの「IFRS関連情報」の「IFRS-IC会議」のページ(https:// www.asb.or.jp/jp/ifrs/ifric.html) を参照いただきたい。

修正基準	
IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正-「投資者とその関連会社又は共同支配企業間での資産の売却又は拠出」	IASBは2015年12月にこれらの修正の発効日の無期限延期 を決定した。早期適用は認められる。
IAS第12号の修正一「単一の取引から生じた資産及び負債 に係る繰延税金」	2023年1月1日
IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の修正-「会計方針の開示」	2023年1月1日
IAS第8号の修正-「会計上の見積りの定義」	2024年1月1日
IAS第1号の修正-「負債の流動又は非流動への分類」	2024年1月1日
IAS第1号の修正一「特約条項付の非流動負債」	2024年1月1日
IFRS第16号の修正一「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」	2024年1月1日

以 上

iGAAP in Focus 財務報告

IASB、OECDの第2の柱モデルルールか ら生じる繰延税金の会計処理について一 時的な例外を導入するIAS第12号の修正 を提案する

注:本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。 この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご 参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

本iGAAP in Focusは、2023年1月に国際会計基準審 議会(IASB)によって公表された公開草案IASB/ ED/2023/1「国際的な税制改革-第2の柱モデルルー ル」に示されているIAS第12号「法人所得税」の修正案 について解説するものである。

- IASBは、OECD第2の柱モデルルールの実施から 生じる繰延税金の会計処理について一時的な例外 と、影響を受ける企業に対する的を絞った開示要 求を導入する、IAS第12号の修正を提案する。
- ●本例外を適用することにより、企業はOECD第2 の柱モデルルールに関する法人所得税に関連する 繰延税金資産及び負債を認識しない。また、これ らの繰延税金資産及び負債に関する情報も開示し ない。
- 第2の柱モデルルールに関する法制が制定され た、又は実質的に制定されたが、まだ施行されて いない期間において、企業は以下を開示する。
 - -企業が営業を行っている法域で制定又は実質的 に制定された法制に関する情報
 - -企業の当期平均実際負担税率が15%未満である
 - -15%の閾値が適用されないが、企業が第2の柱 モデルルールに関する法人所得税を支払うこと を見込んでいる法域、又は15%の閾値が適用さ れているにもかかわらず第2の柱モデルルール

に関する法人所得税を支払わない法域があるか どうか

- IASBは、本例外を適用すること及び本例外を適 用したことを開示する要求事項について、本修正 の公表後直ちに、IAS第8号「会計方針、会計上 の見積りの変更及び誤謬」に従って、企業が遡及 的に適用することを提案する。残りの開示要求 は、2023年1月1日以後開始する事業年度に要求
- 修正案に対するコメントは、2023年3月10日ま で募集している。

背景

2022年3月OECDは、経済のデジタル化から生じる 税の課題に対処するためのプロジェクトの第2の「柱」 として合意された15%のグローバル・ミニマム課税に ついてテクニカル・ガイダンス^{*1}を公表した。このガ イダンスは、2021年12月に合意し公表されたグローバ ル税源侵食防止(GloBE)ルール*2の適用及び運用に ついて詳しく説明している。これは、収益が7億5,000 万ユーロを超える多国籍企業(MNE)が、事業を行う 各法域で発生する所得に対して少なくとも15%の税金 を支払うことを保証するための調整されたシステムを構 築する。

IASBは、IAS第12号を適用する法人所得税の会計処

^{*1} OECDのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.oecd.org/tax/beps/oecd-releases-detailed-technicalguidance-on-the-pillar-two-model-rules-for-15-percent-global-minimum-tax.htm)

^{*2} OECDのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.oecd.org/tax/beps/tax-challenges-arising-from-thedigitalisation-of-the-economy-global-anti-base-erosion-model-rules-pillar-two.htm)

理に関するこれらの「第2の柱」モデルルールの、法域 での差し迫った実施の潜在的な影響に関する利害関係者 の懸念に対応することを決定した。

修正案

IASBは、IAS第12号の範囲を修正し、OECDが公表 した第2の柱モデルルールを実施するために制定又は実 質的に制定された税法(同ルールに記載された適格国内 ミニマム・トップ・アップ税を実施する税法を含む)に 適用されることを、明確化することを提案する。

本修正は、IAS第12号の繰延税金の会計処理の要求事 項に一時的な例外を導入し、企業は、第2の柱モデルル ールに関する法人所得税に関連する繰延税金資産及び負 債に関する情報を、認識も開示もしないこととなる。

見解

IASBは、第2の柱モデルルールに関する法人所得税 に関連する繰延税金を会計処理するために、企業が IAS第12号の原則及び要求事項をどのように適用す るかを決定するために、さらなる作業が必要である ことを認識している。IASBはまた、利害関係者と さらに関与し、例えば、IAS第12号の一貫した適用 を支援するために何らかの行動が必要かどうかを検 討する時間を必要とする。

したがって、IASBは、EDの公表時点では、そのよ うな作業にどれくらいの時間を要するかを判断する ことはできないと結論付けた。したがって、IASB は、一時的な例外がいつまで実施されるかを特定し ないことを提案している。

企業は、本例外を適用した旨の開示が要求される。 第2の柱モデルルールに関する法制が制定又は実質的 に制定されたが、まだ施行されていない期間において、 企業は以下を当期について開示する必要がある。

- ・企業が営業を行っている法域で、制定又は実質的に制 定された法制に関する情報
- 当期の平均実際負担税率(すなわち、税金費用又は収 益を会計上の利益で割ったもの)が15%未満である 法域。企業はまた、これらの法域の税金費用又は収益 及び会計上の利益の合計、及び結果としての加重平均 実際負担税率を開示する
- 企業が第2の柱モデルルールに関する法制を遵守する

ための準備において行った評価により、次のいずれか となる法域があることを示しているかどうか:

- -実際負担税率が15%未満であるが、企業が第2の柱 モデルルールに関する法人所得税の支払いの対象と ならない可能性がある
- -実際負担税率が15%を超過しているが、企業が第2 の柱モデルルールに関する法人所得税の支払いの対 象となる可能性がある場合

第2の柱の法制が施行された場合、企業は、第2の柱 モデルルールに関する法人所得税に関連する当期税金費 用又は収益を区分して開示する。

発効日、経過措置及びコメント期間

IASBは、企業が本例外を適用すること及び本例外を 適用したことを開示する要求事項を、本修正の公表後直 ちに、IAS第8号に従って遡及的に適用することを提案 する。

残りの開示要求は、2023年1月1日以後開始する事業 年度に適用される。

見解

第2の柱モデルルールの実質的な制定は、2022年 末の時点でほとんどの国及び法域では行われていな い。*3これは、2022年12月31日時点でIAS第12 号に基づいて計算された税金の残高は影響を受けな いことを意味する。しかし、IAS第10号「後発事象」 は、一般的に開示が要求される修正を要しない後発 事象の例として、「報告期間後に制定又は発表され た税率又は税法の変更で、当期税金及び繰延税金の 資産及び負債に重大な影響を及ぼすもの」を挙げて いることに留意すべきである。

したがって、企業は、OECDのテクニカル・ガイダ ンスとその実施に対する該当する政府のコミットメ ントのレベルが、営業を行っている法域における税 法の変更の発表を構成するかどうかを評価する必要 がある。この場合、本ルールが営業に重大な影響を 与える可能性があると企業が結論付けた場合、当該 事実を、影響の見積り又はそのような見積りを行う ことができない旨とともに財務諸表に開示する。

EDのコメント期間は2023年3月10日に終了する。

以上

^{*3 (}訳者注) 2022年12月23日に閣議決定された「令和5年度税制改正大綱」には、第2の柱モデルルールのうち所得合算 ルール (IIR) を2024年4月1日以後開始する事業年度に導入することが含まれている。我が国においては、第2の柱モ デルルールに関する法人税法の改正が、国会において可決、成立した場合に、実質的な制定が行われているかどうかの 検討が必要になると考えられる。

国際会計基準 (IFRS) 一つくり手の狙いと監査

IFRS第17号「保険契約」(その1) 第32回

国際会計基準審議会(IASB)理事 管地 降継

適用開始日

IFRS第17号「保険契約」が2023年1月1日以後に開 始する事業年度に適用される。日本企業の多くは3月決 算であるが、3月決算の場合は2024年3月期決算からの 適用となる。しかし、海外においては12月決算の企業 が多いので、すでに今年の1月からIFRS第17号の適用 を念頭に置いた企業活動が開始されている。

IFRS第17号が公表されたのは、2017年の5月である。 基準が公表されてから6年近く経過してから基準が適用 開始されるというのはかなり異例である。このように適 用開始が遅れた理由は、この基準が2度にわたり修正さ れたからである。修正内容の詳細についての説明は割愛 するが、修正を余儀なくされるほど、IFRS第17号は影 響の大きい基準であった。それはIFRS第17号が保険ビ ジネスの考え方そのものを根本的に変えてしまう内容を 伴った基準だからである。これまで保険という巨大な産 業分野に対して、世界的に統一された会計基準は存在し ておらず、IFRS第17号は、これまでなかった全く新し い会計基準を創りだしたので、世界中のどの保険会社に とっても、全く未知の会計基準の適用が要求されること

このようにIASBは全く新しい会計基準を市場に送り 出したのであるが、そこまでの道のりは平坦ではなかっ た。保険契約に関して世界的に統一された会計基準はず っと以前から求められており、IASC(IASBの前身)が 保険会計のプロジェクトを開始したのは1997年であ る。それから、適用開始に至るまで、実に25年の歳月 を要した。それほど、保険契約についての会計のあり方 について市場関係者の合意を得ることは困難であった。

IFRS第17号の特徴

IFRS第17号の特徴を非常に簡単にまとめると、以下 のとおりとなる。

(IFRS第17号 結論の根拠 第16項をベースに筆者が 作成)

- ① IFRS 第17号は、保険契約は金融商品とサービス 契約の両方の要素を組み合わせたものであると捉 えている。
- ② IFRS 第17号は、多くの保険契約は長期間にわた

り相当な変動性を伴うキャッシュ・フローを生成 するという考えに基づき、これらの要素に関して 有用な情報を提供するために以下のようなアプロ ーチをする。

- a) 将来キャッシュ・フローを現在価値で測定す ることと、契約に基づいてサービスが提供 される期間にわたって利益を認識すること とを組み合わせる。
- b) 保険サービス損益(保険収益の表示を含む) を保険金融収益又は費用と区分して表示す
- c) すべての保険金融収益又は費用を純損益に 認識するのか、それとも当該収益又は費用 の一部をその他の包括利益に認識するのか の会計方針の選択を、企業がポートフォリ オのレベルで行うことを要求する。

このようなアプローチは、多くの法域におけるこれま での保険会計のアプローチと根底的に異なる。たとえ ば、多くの法域に於いては、収入保険料がトップライン にあり、その拡大が重要なKPIとして認識されていたが、 IFRS第17号では収入保険料をトップラインとして表示 することは出来なくなり、保険収益という新たな概念の ものに置き換えられる。また当期純利益についての考え 方も、全く異なる概念に基づき計算される。さらに保険 負債の測定についても、保険契約の基礎率の変動を契約 獲得時のもので固定(ロックイン)して測定するのでは なく、基礎率の変動を毎期の保険負債に反映させる(ア ンロック)など、これまでのものと全く異なる測定方法 になる。この為、トップラインも純損益も、総負債も、 純資産もすべてこれまでのものとは全く違った別物に入 れ替わってしまう。

これは経営者にとっては、これまで戦ってきたゲーム のルールが全く違ったものになってしまうということ だ。極端な話、昨日まで野球をやっていた人が、明日か らサッカーをやれと言われているようなものである。野 球のルールをベースに様々なトレーニングをして鍛錬し てきた人が、いきなりサッカーをやれと言われて、お前 は下手クソだと評価され、場合によっては退場を迫られ ることもあり得るのだ。このようなことがあるので、 IFRS第17号の適用開始に至るまで6年近い時間がかか ったのである。

-般企業への影響

総合商社の主計業務を長く担当していた筆者は、ほぼ あらゆる産業分野の経理処理について、一定の理解をし ているつもりでいたが、保険会計だけは、ほとんど何の 予備知識も持っていなかった。それだけ保険ビジネス は、普通のビジネスとは異なる特別なビジネスであると いう思い込みが強かった。実際に、日本における保険会 社の財務諸表は一般企業の財務諸表とは大きく異なる。

保険会社は保険業法によって定められた規定に基づい て財務諸表を作成する。保険業法とは、保険業に携わる 者(保険会社)が守らなければならない基本的な法律で ある。この法律の目的は、保険業が不特定多数の人に対 して保障サービスを提供するという公共的な性格を有す るため、保険業務の健全性や適切な運営、公平な保険募 集を確保して、保険契約者を保護することである(保険 市場ホームページ:保険用語集より)。保険業法の他に、 保険法という法律もある。一般の人にとっては両者の違 いは分からないが、簡単に言えば、保険法が保険契約を 対象として、保険契約者の利益確保や保護・保険者の義 務を定めることを目的とした法律であるのに対して、保 険業法は、保険業に対する法律で、保険を扱う保険会社 を金融庁が監督するための規定である。すなわち金融庁 が保険会社を監督するための法律である。

このため、保険業法には保険業そのものに係る規則の 他に、会計に関する規定も多く盛り込まれており、保険 業者はこの保険業法に定める会計規定に従って会計処理 を行う必要がある。したがい、日本における保険会計は 監督目的の会計である。ただ、保険業法は企業としての 会計処理を全て規定している訳ではなく、主に保険負債 などに偏った項目についての規定しかない。したがっ て、日本の保険業者は保険業法に定めていない項目につ いては一般の会計基準を適用し、保険負債など保険業法 が扱う項目については保険業法が定める規定に従うこと になるので、財務諸表全体としては、一般の財務報告目 的の会計とは異なる基準による特殊な財務諸表となる。

保険業の財務諸表を特別扱いしているのは、日本に限 ったことではなく。世界中の多くの国がそのような扱い をしていた。それだけ保険ビジネスとは一般のビジネス とは異なる特性を持っているのである。そのために世界 の多くの国が保険会社を特別扱いしており、財務諸表も 特別なものとなっている。

しかし、IFRSではこのような理屈は通じない。IFRS は全世界の全ての産業分野を一組の会計基準でカバーす る基準である。したがい、保険会社を特別扱いしない。 IFRS第17号「保険契約」は、「保険会社の会計」ではな く、「保険契約」の会計である。日本を含む多くの法域 では、保険業務を免許業務として保険業法などによって 特別の会計処理を要求するが、IFRSではそのような手 法を取っていない。IFRS第17号では、保険契約という ものを定義して、その定義に当てはまる契約を保有して いれば、一般企業であってもIFRS第17号を適用しなけ ればならないという仕組みをつくっている(そもそも、 IFRSでは保険会社と一般企業を区別していない)。

以上から、IFRS第17号は保険会社を対象とした会計 基準だから当社には影響はないと高をくくることはでき ないということが、ご理解いただけるかと思う。

保険契約の定義

IFRS第17号では保険契約を以下のように定義してい

保険契約:

一方の当事者(発行者)が、他方の当事者(保険 契約者)から、所定の不確実な将来事象(保険事 故) が保険契約者に不利な影響を与えた場合に保険 契約者に補償することに同意することにより、重大 な<u>保険リスク</u>を引き受ける契約(付録A)

IFRS第17号は、企業が発行する保険契約に対して適 用される。したがい、保険会社ではない一般企業が、こ の定義に当てはまる契約を第三者と締結していた場合 は、その契約の名称が保険契約という名称でなかったと しても、その契約についてIFRS第17号を適用しなけれ ばならないのである。よって、IFRSを適用している企 業は、保有している契約の中に保険契約の定義を満たす 重要性のある契約がないかどうかを点検しなくてはなら ない。

ただし、もう少し詳しく見ていくと、IFRS第17号で 定義された保険契約は、通常の一般企業が日常業務の中 で締結する可能性の高いものではないことが分かる。具 体的には、IFRS第17号は保険契約の定義の中に含まれ る2つの用語について、別途以下の定義をしている。

保険事故:

保険契約によりカバーされ、保険リスクを生じさ せる不確実な将来の事象(付録A)

保険リスク:

金融リスク以外で、契約の保有者から発行者に移 転されるリスク(付録A)

上記の定義から、保険リスクの中には金融リスクは含 まれないので、単に金融リスクをカバーするだけの契約 は、IFRS第17号の定める保険契約の定義には含まれな い。さらに、IFRS第17号は、その第7項において、以 下の種類の契約についてはIFRS第17号を適用してはな らないと規定している。

- a) 顧客に販売した製品に対する製品保証
- b) 年金やストックオプションの付与に関して発生 した負債
- c) 非金融項目の将来の使用に関する契約(リース、

ライセンス、ロイヤリティなど)

- d) 販売した商品やリースに対する残価保証
- e) 金融保証契約(保険契約であると明記したもの を除く)
- f) 企業結合における条件付対価
- g) 企業が保険契約者である保険契約
- h) クレジットカード契約や与信契約に含まれる保 必要がある。 険契約

以外の金融機関を含む一般企業がIFRS第17号を適用し なければならなくなる事態を極力避けるための一定の配 無関心であった方々に対して、保険ビジネスとはどうい 慮がなされている。したがって、一般企業がIFRS第17 号を適用しなくてはならないというケースはそう多くは ないと思われる。

本稿の目的

ただし、ビジネスの実態を分析した結果、自社の行っ ているビジネスの本質は保険ビジネスではないかという ようなことがあるかもしれない。そのような実質的な判 断をするためには、保険ビジネスの本質を理解しておく

本稿の目的は、保険の専門家に対してIFRS第17号の このように、IFRS第17号では、銀行などの保険会社 詳細を解説することよりも、むしろ、これまで保険ビジ ネスに関与してこなかった方々、あるいは保険に関して う性質のものなのかを含めて解説することにある。そし て、IFRS第17号がどういう問題意識の下に創られ、そ れが、今後金融資本市場にどのような影響を与えるのか を考察していただくヒントを提供することを狙いとして いる。次の稿以降で、保険ビジネス発展の歴史的経緯を 踏まえながら、説明していきたい。

グループ通算制度の重要ポイント (第3回)グループ通算制度からの離脱・ 取止めの取扱い

デロイトトーマツ税理士法人 公認会計士・税理士 大野 久子

1. はじめに

令和2年度税制改正により、連結納税制度について抜 本的な見直しが行われ、令和4年4月1日以後開始事業年 度についてグループ通算制度として改組されることにな った。

本稿では、連載(第3回)として、グループ通算制度 からの離脱・取止めの取扱いについて解説する。

なお、通算グループ全体としてはグループ通算制度の 適用は継続するが、一部の通算子法人が通算承認を取り 消されることを一般に「離脱」と呼び、通算グループ全 体のグループ通算制度の適用が中止になることを一般に 「取止め」と呼んでいる。

2. 離脱の手続き

(1) 子法人が離脱する場合

通算グループから通算子法人が離脱する場合は、大き く次の2つの場合がある。

- ① 青色申告の承認の取消しの通知(法法127②)を 受けた場合
 - :青色申告の承認の取消しの通知を受けた日から 通算承認の効力が失われる(法法64の10⑤)
- ② 通算子法人の解散(合併または破産手続開始の決 定による解散に限る) や残余財産の確定、あるい は通算親法人との通算完全支配関係がなくなった ことにより、通算承認の効力が失われる場合
 - : その事由が生じた日 (解散・残余財産の確定に ついてはその翌日)に、通算承認の効力が失わ れる (法法64の10⑥五、六)

通算子法人株式の外部売却により離脱する場合は、上 記②の「通算親法人との通算完全支配関係がなくなった ことにより、通算承認の効力が失われる場合」に含まれ る。

(2) 届出書の提出

通算子法人が通算グループから離脱した場合、通算親 法人は、通算完全支配関係を有しなくなったことについ て、所轄税務署長に届け出が必要である(法令131の $14(4)-)_{0}$

(3) 事業年度

離脱する子法人は、期首日から通算承認の効力を失っ た日(離脱日)の前日までのみなし事業年度を設け、申 告を行う(法法14④二)。この事業年度については通算 承認はまだ有効であるが、タイミングが異なるため他の 通算法人との損益通算(法法64の5)等の適用はない。 なお、通算親法人の事業年度開始日に離脱し、その前日 が通算親法人の事業年度末日と一致する場合には、最後 の事業年度についても損益通算等の規定の適用対象にな

通算グループ離脱後は、離脱日から事業年度終了の日 までの期間を事業年度とする(法法14④二)。

3. 取止めの手続き

通算グループがグループ通算制度の適用を取り止める 場合には、大きく分けて次の3つの場合がある。

- ① やむを得ない事情があり、取止めについて国税庁 長官の承認を受ける場合(法法64の10①~④)
- ② 通算親法人が青色申告の承認の取消しの通知(法 法127②) を受けた場合(法法64の10⑤、通算 子法人は64の10⑥六)
- ③ 通算親法人の解散、通算親法人が他の内国法人に よる完全支配関係が生じたこと等により、通算承 認の効力が失われる場合(法法64の10⑥一~四、

グループ通算制度は連結納税制度と同様に、継続適用 を原則としており、その取止めはやむを得ない事情があ る場合等に限られている。

4. 離脱・取止め時の時価評価

連結納税制度においては、子法人離脱・取止め時に資 産の時価評価を行うことはなかったが、グループ通算制 度においては、租税回避防止の観点から、離脱・取止め 時に資産を時価評価する場合が設けられた。

離脱する子法人または取止め時の子法人が次の①又は ②のいずれかに該当する場合に、それぞれの離脱直前事 業年度終了時に有する対象資産について時価評価が行わ れ、評価損益が当該離脱直前事業年度の所得の計算上、 損金又は益金に算入される(法法64の13①、法令131の17)。

	対象法人	対象資産
1	当該離脱法人の離脱直前事業年度終了の時前に行う主要な事業が当該通算法人であった内国法人(*1)において引き続き行われることが見込まれていないこと(*2)	固定資産、土地等、有価証券、金銭債権、繰延資産
2	当該離脱法人の株式又は出資を有する他の通算法人において、離脱直前事業年度終了の時後に当該株式又は出資の譲渡又は評価替えによる損失の額 (*3) が生ずることが見込まれていること (①に該当する場合を除く)	当該通算法人が離脱直前事業年度終了の時に有する① の資産(帳簿価額が10億円を超えるものに限る)のう ちその時後に譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他の 事由(*4)が生ずることが見込まれているもの

- (*1) 以下の法人を含む (法法64の13①一)。
 - 当該内国法人との間に完全支配関係がある法人
 - 離脱直前事業年度終了時後に行われる適格合併、当該内国法人を分割法人・現物出資法人とする適格分割・適格現物出資により、 当該主要な事業が当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人(合併法人等)に移転することが見込ま れている場合における当該合併法人等及び当該合併法人等との間に完全支配関係がある法人
- (*2) 当該離脱法人の離脱直前事業年度終了時の資産の評価益の額の合計額≥評価指の額の合計額である場合は除かれ、離脱時の時価評 価の対象外となる(法令131の17②)。
- (*3) 損失の額:次の規定により損金算入される金額を意味する(法令131の17⑤)
 - ◆ 資産の評価損の損金算入(法法33②~④)
 - 有価証券の譲渡損の損金算入(法法61の2①)
 - ◆ 非適格合併・分割・現物分配による資産の譲渡損の損金算入(法法62②、62の5②)
 - 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の資産の時価評価損の損金算入(法法62の9①)
 - ◆ 通算制度開始・加入に伴う資産の時価評価損の損金算入(法法64の11①②、64の12①②)
- (*4) 譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他の事由:以下の事由をいう(法令131の17⑦)。ただし、その事由が生ずることにより損金算 入される金額がない場合又はその事由が生ずることにより損金算入される金額が益金算入される金額以下である場合を除く(法法 64の13①二かっこ書)。
 - ◆ 譲渡、貸倒れ、除却その他これらに類する事由
 - 評価換えによる損金算入(法法33②③④)
 - 通算制度開始・加入に伴う資産の時価評価損の損金算入(法法64の11①②、64の12①②)

5. 投資簿価修正

(1) グループ通算制度における投資簿価修正の

連結納税制度においては、連結納税グループ内での二 重課税・二重控除を回避するため、連結子法人株式簿価 を調整する投資簿価修正制度があった。グループ通算制 度においては、この投資簿価修正制度について大幅改組 が行われた。

グループ通算制度における投資簿価修正は、通算子法 人のグループ通算制度の承認が取消しになる場合、その 株式等を保有する通算法人において、その帳簿価額が離 脱子法人の簿価純資産価額×保有割合に等しくなるよう に、修正を行うこととされた(法令119の3⑤、119の 4①) (以下、グループ通算制度の承認が取消しになる 通算子法人を「離脱子法人」という)。

すなわち、離脱・取止め直前の離脱子法人の簿価純資 産価額が株式投資簿価となるよう修正することにより、 通算子法人をあたかも吸収合併したかのように投資簿価 をとらえ、含み損益等を利用した租税回避を防止する内 容になっている。

(2) 投資簿価修正を行う場合

通算グループから通算子法人が離脱する場合又はグル ープ通算制度の適用を取り止める場合、その離脱子法人 の株式等を保有する法人において、その通算終了事由

(グループ通算制度の承認が効力を失うことをいう。以 下同じ)が生じた時の直前の離脱子法人株式等の帳簿価 額の修正を行うこととされている(法令119の3⑤、 119の4①)。

具体的には、株主である法人において、通算終了事由 が生ずる直前、すなわち離脱日前日の属する事業年度の 確定申告書の別表五(一)において修正を行う。

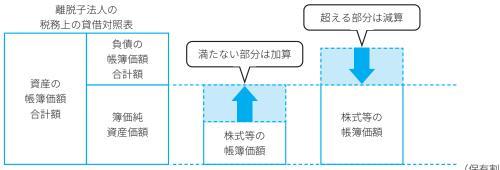
(3) 修正金額

以下のように、当該株式等の税務上の帳簿価額が、当 該離脱子法人の税務上の簿価による純資産価額(簿価純 資産価額)×保有割合に等しくなるように、差額を加算 又は減算する(法令119の3⑤、119の4①)。

具体的には、当該通算終了事由が生じた時の直前の株 式等の帳簿価額に以下の金額の加減算を行う。

. (1-47) 47	当該直前の株式等の帳簿価額が簿価純資
+(加算)簿価	産価額(*1)×保有割合(*2)に満たな
純資産不足額	い場合におけるその満たない部分の金額
- (減算) 簿価	当該直前の株式等の帳簿価額が簿価純資産
一 (減昇 / 海 / 海 / 海 / 海 / 海 / 海 / 海 / 海 / 海 /	価額(*1)×保有割合(*2)を超える場合
	におけるその超える部分の金額

- (*1) 簿価純資産価額:通算承認の効力を失った日(以下「離脱日」) の前日の属する事業年度終了の時における離脱子法人の税務 上の資産の帳簿価額合計額-負債の帳簿価額合計額 =税務上の帳簿価額による資産の総額-負債の総額
- (*2) 保有割合:通算承認の効力を失う直前の発行済株式総数等の うちに占める保有割合



(保有割合は100%と仮定)

(4) 資産調整勘定等対応金額の加算措置

このような投資簿価修正を行うと、通算子法人株式を 外部譲渡した場合に、株主である通算法人において計上 される譲渡損益は、当該通算子法人における資産・負債 の含み損益相当のみになる。

その結果、これからグループ通算制度の適用を迎えよ うとする企業グループにおいて問題となってきたのが、 過年度にプレミアム付きで買収をしてきた子法人株式の 取扱いであった。過年度に業績を期待してプレミアムを 付けて買収した子法人について、結果的に業績が上がら ず、投資簿価がその中身に比して高くなっているような 場合に、当該投資簿価修正を行うと、その投資簿価が簿 価純資産に等しくなるよう株式帳簿価額が修正され、株 式譲渡損がほとんど計上されない結果になる。

そのため、令和3年度税制改正により、離脱子法人株 式の投資簿価修正をするに当たり、離脱子法人株式の投 資簿価とされる金額(離脱子法人の簿価純資産価額)に その「資産調整勘定等対応金額」を加算できる措置が設 けられた(法令119の3⑥)。

① 資産調整勘定等対応金額の計算方法

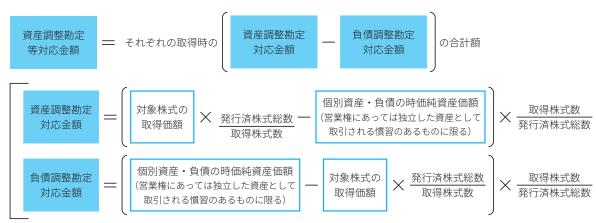
投資簿価に加算できることとなった資産調整勘定等対 応金額の定義や、その他の基本的な取扱いは次のとおり である(法令119の3⑥、⑦三・四)。

■ 離脱子法人株式の投資簿価修正をするに当たり、離 脱子法人株式の投資簿価とされる金額(離脱子法人の 簿価純資産価額) にその「資産調整勘定等対応金額」 を加算することができる



■ 「資産調整勘定等対応金額」=当該離脱子法人のグ ループ通算制度開始・加入日以前に、通算グループ内 の法人が当該対象株式を取得したそれぞれの時におけ る「資産調整勘定対応金額の合計額一負債調整勘定対 応金額の合計額」の合計額

:すなわち、以下のように、通算グループ内の法人が 取得したそれぞれの時の資産調整勘定対応金額・負債 調整勘定対応金額を計算して加算・減算したものにな



(注意事項)

▶ グループ通算制度開始・加入日以前に、当該離 脱子法人株式の譲渡(適格分割型分割による分割 承継法人への移転を含む)をした場合には、その

株数対応分だけ控除する

対象株式とは購入した株式、又は取得時の時価 が取得価額とされる方法により取得した株式をい い、一定の組織再編等により株主等として交付を 受けたものを除く(法令119の3⑦二、119①一・ -++:)

- ▶ その取得の時において当該離脱法人が次に掲げ る資産又は負債を有する場合には、次に定める金 額の合計額を「個別資産・負債の時価純資産価 額」に加算し、次に定める金額の合計額が零に満 たない場合には、その満たない部分の金額を「個 別資産・負債の時価純資産価額」から減算する (法令119の3⑦)
 - ◆ 資産調整勘定又は負債調整勘定(法法62の 8):資産調整勘定-負債調整勘定
 - ◆ 営業権(独立取引営業権を除く):営業権の 帳簿価額

:もともと、営業権又は営業権相当額が離脱子法 人の税務上の帳簿価額に反映されていれば、当該 投資簿価修正の問題点は生じないため、それらが 計上されていた場合には「個別資産・負債の時価 純資産価額」に反映して計算するものと考えられ

■ 対象となる離脱子法人からは、主要な事業の継続が 見込まれないことにより離脱等に伴う資産の時価評価 制度の適用を受ける法人が除かれる(法令119の3⑥ 柱書かっこ書、法法64の13①一)

このように、当該措置を適用するかどうかについては 離脱子法人ごとに判断し、適用する場合にはそれぞれ全 ての取得の時の資産調整勘定等対応金額を加算・減算す る必要がある(*1)。

- (*1) ただし、対象株式の取得の時期が古いなどの理由により、当 該取得の時における資産調整勘定対応金額等の計算が困難で あると認められる一定の場合において、課税上弊害がない限 り、以下の処理が認められることとされている(法基通2-3 $-21004)_{o}$
 - 当該取得の時において計算される資産調整勘定対応金額 等を零とする
 - その後に追加取得した対象株式について各追加取得の時 における資産調整勘定対応金額等を計算し、その計算の 基礎となる事項を記載した書類を保存する

② 適用要件

当該措置の適用は、離脱子法人の株式を保有する各通 算法人(以下「株式保有法人」)の全てが以下Aの明細 書の添付を行い、そのうちのいずれかの法人がBの書類 を保存している場合に限られる(法令119の36)、法規 27(1)-).

- A) 株式保有法人の全てが、通算終了事由が生じた 時の属する事業年度の確定申告書、修正申告書 又は更正請求書に、その離脱子法人に係る資産 調整勘定等対応金額の計算に関する明細書(別 表14(5)) を添付
- B) 株式保有法人のうちいずれかの法人が、資産調 整勘定等対応金額の計算の基礎となる事項を記 載した書類等の以下の書類を保存
 - ▶ 対象株式に関する次に掲げる事項を記載した書

- ◆ 対象株式の取得ごとのその取得の時における 取得価額、取得数、取得日
- 対象株式の各取得の時における発行済株式総
- ▶ 離脱子法人が対象株式の各取得の時において有 する資産及び負債のその取得の時における価額を 記載した書類
- 離脱子法人が対象株式の各取得の時において有 する資産及び負債のその取得の時における価額を 明らかにするもの
 - ◆ その資産の価額が継続して一般に公表されて いるものであるときは、その公表された価額が 示された書類の写し
 - ◆ その取得をした法人が、その取得の時におけ る価額を算定し、これをその取得の時における 価額としているときは、その算定の根拠を明ら かにする事項を記載した書類
 - そのほかその資産及び負債の価額を明らかに する事項を記載した書類

なお、離脱子法人を合併法人とする通算グループ内適 格合併に係る被合併法人調整勘定対応金額がある場合に は、被合併法人株式についての明細書の写しその他当該 被合併法人調整勘定対応金額に関する書類を保存する必 要がある(法令119の3⑥、法規27①二)。

実務上は、子法人株式取得時期が相当に古い場合に は、当時の対象子法人の保有資産・負債の明細の入手 や、その時価情報の入手が困難なケースが予想される。

また、段階取得が多段階に及ぶ場合には、そのそれぞ れの段階での対象子法人の保有資産・負債の情報の入手 が困難であることも予想される(*2)。

(*2) (*1) のとおり、課税上弊害がない限りにおいて、最初の取 得における資産調整勘定対応金額等の計算が困難であると認 められる場合には、これを零とすることが認められる(追加 取得については資産調整勘定対応金額等を計算し、その計算 の基礎となる事項を記載した書類を保存することが必要)(法 基通2-3-21の4)。ただし、当該計算が困難な取得につい て負債調整勘定対応金額が計算されると見込まれる場合にこ れを零とすることは、課税上弊害がある場合に該当し、認め られない (法基通2-3-21の4(注)1)。

6. 再加入制限

青色申告の承認の取消しの通知(法法127②)を受け た法人(法法64の9①四)は、それから5年以内は、グ ループ通算制度への加入が制限されている (法法64の9 ①四、64の10⑤、127②)。

また、グループ通算制度の承認が取り消されたとみな された法人については、原則としてグループ通算制度へ の参加は制限されていないが、従来の通算親法人の下の 通算グループに戻ることは5年間はできない(法法64の 9①十、法令131の11③一)。

以上

会計基準等開発動向

2023年2月9日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応	グローバル・ミニマム課税に関する法人税法の 改正への対応について、以下が想定されている。 ① 企業会計基準第27号「法人税、住民税及び 事業税等に関する会計基準」及び企業会計 基準適用指針第28号「税効果会計に係る会 計基準の適用指針」等の会計基準等の改正 の要否の検討 ② グローバル・ミニマム課税に関する改正法 人税法の成立日以後に決算日を迎える企業 の会計処理についての対応の必要性の有無 についての検討	2023年3月31日までにグローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法が成立した場合を想定し、左記のうち②について2023年2月8日に、実務対応報告公開草案第64号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い(案)」(コメント期限:2023年3月3日)が公表された。

■専門委員会で審議中

■専門委員会で審議。			
項目	内容	ステータス	
リースに関する会計 基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われている。合わせて、リースの貸手の収益認識に関する会計処理(リース業における割賦販売取引の会計処理を含む。)について検討が行われている。	2019年3月に、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に着手することが決定された。現在までに、関連する業界団体から意見聴取を行った後、各論点について検討を行い、公開草案の公表に向け審議が進められている。	
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定については、今後、会計基準の開発に着手するか否かについて判断する予定とされている。	2022年4月に、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発において、IFRS第9号「金融資産」の相対的アプローチを採用したモデル(ECLモデル)と米国会計基準におけるモデル(CECLモデル)のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択の方向性について審議が行われ、ECLモデルを開発の基礎として検討が進められている。現在、国際的な比較可能性を確保することを重視し、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準の開発を目的として審議が行われている。	
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」 又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙(https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20221107_490g_02.pdf)が公表された。	

項目	内容	ステータス
資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い	2022年8月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、資金決済法上の「電子決済手段」の発行及び保有等に係る会計上の取扱いについて、検討が行われている。	2022年8月より検討が開始されている。
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。

■基準諮問会議でテーマアップの要否を審議中

項目	内容	ステータス
株式報酬に関する会 計処理及び開示の取 扱いの整備について	(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発 (2)現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発 (3)インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発	第43回基準諮問会議(2021年11月29日開催)においてテーマ提言がなされた。 (1)について、実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされ、(2) (3) について、会計基準レベルとして事務局において論点整理を行うとされた。 第44回基準諮問会議(2022年3月2日開催)では検討状況の報告を行うとともに、(1)から(3)のテーマのうち、(1)のテーマ評価を優先させて進めることとした。 第45回基準諮問会議(2022年7月20日)では、(1)に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。現在、(1)のテーマ評価を優先しており、(2)及び(3)の検討には至っていない。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
適用後レビューの実施	ASBJが開発する会計基準の適正手続(デュー・プロセス)は、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」(以下「適正手続規則」という。)に規定されており、適正手続規則では、適用後レビューの実施が定められている。	会に報告されている。 現在、「開示に関する適用後レビューの実施計画」 に基づき適用後レビューの作業が実施されてい

【サステナビリティ基準委員会 SSB|】

■委員会で審議中

項目	内容	ステータス
日本版S1プロジェ クト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、ISSBのS1基準(サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的要求事項)に相当する基準の開発を行う。	2023年1月に、ISSBのS1基準に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することが決定された。 ISSBにおける審議の動向を踏まえ、2023年度中(遅くとも2024年3月31日まで)の公開草案の公表を目標に、審議が行われる予定である。
日本版S2プロジェ クト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、ISSBのS2基準(気候関連開示)に相当する基準の開発を行う。	2023年1月に、ISSBのS2基準に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することが決定された。 ISSBにおける審議の動向を踏まえ、2023年度中(遅くとも2024年3月31日まで)の公開草案の公表を目標に、審議が行われる予定である。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
産業別の基準	ISSBのS2基準案に含まれていた「付録B『産業別開示要求』」に関しては、ISSBの審議において、当初は例示扱いとし、規範性がない(基準に準拠した旨を表明する上で従うことが要求されない)ものとすることが暫定決定されている。	日本版S2プロジェクトにおいても、当初はISSB のS2基準案の付録Bに相当する産業別の基準を開発することはせず、ISSBにおいて規範性があるものとして位置付けられることになった場合に、改めてSSBJとして当付録Bを踏まえた産業別の基準を開発するかどうかを個別に検討することとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証基準委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び 手続を定めたもの

■確定公表済

項目	内容	ステータス
該当なし		

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
該当なし		

【金融庁】

項目	内容	ステータス
「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正	2022年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告において、「サステナビリティに関する企業の取組みの開示」、「コーポレートガバナンスに関する開示」などに関して、制度整備を行うべきとの提言がなされたことを踏まえ、有価証券報告書及び有価証券届出書(以下「有価証券報告書等」)の以下の記載事項について、所要の改正を行うもの。 【1】サステナビリティに関する企業の取組みの開示 (1)サステナビリティ全般に関する開示(別・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	2023年1月31日付で改正案に対する意見募集の結果が公表されると共に、左記改正に係る内閣府令が公布・施行された。なお、改正後の規定は、2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用される。また、改正後の開示ガイドラインは2023年1月31日より適用される。
財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂(公開草案)	金融商品取引法により平成20年に導入された内部 統制報告制度は、財務報告の信頼性の向上に一定 の効果があったと考えられる一方で、経営者が内 部統制の評価範囲の検討に当たって財務報告の信 頼性に及ぼす影響の重要性を適切に考慮していな いのではないか等の制度の実効性に関する懸念が 指摘されており、また、国際的な内部統制の枠組 みにおいて、経済社会の構造変化やリスクの複雑 化に伴う内部統制上の課題に対処するために改訂 が行われているものの、我が国の内部統制報告制 度ではこれらの点に関する改訂が行われていなか った。 こうしたことから、内部統制の実効性向上を図る 観点から、内部統制の基本的枠組み、経営者によ る内部統制の評価と報告、監査人による内部統制 監査、及び内部統制報告書の訂正時の対応等につ いて議論が行われ、その議論を踏まえた改訂案を とりまとめたものである。	2022年12月15日付で左記公開草案が公表された。2023年1月19日で意見募集は終了している。 なお、改訂後の基準及び実施基準は、2024年4月1日以後開始する事業年度における財務報告に係る内部統制の評価及び監査から適用予定とされている。

語、様式及び作成方 (案) について 令(案)」等

部を改正する内閣府│住民税及び事業税等に関する会計基準」等の改正│予定とされている。 (2022年10月28日公表)を受け、連結財務諸表 規則について所要の改正を行うもの。

- 2. 連結財務諸表規則に規定する金融庁長官が定 める企業会計の基準を指定する件の一部改正 (案) 等について
- (1)ASBJが2022年12月31日までに公表した会計 基準を、連結財務諸表規則第1条第3項及び財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 1条第3項に規定する一般に公正妥当と認められ る企業会計の基準とするもの。
- (2)国際会計基準審議会が2022年12月31日まで に公表した国際会計基準を、連結財務諸表規則第 93条に規定する指定国際会計基準とするもの。

「連結財務諸表の用|1.連結財務諸表規則の一部を改正する内閣府令|2022年12月27日付で左記改正案が公表された。 2023年1月31日で意見募集は終了している。 法に関する規則の一 | ASB|が公表した企業会計基準第27号「法人税、 | なお、改正後の規定は、公布の日から施行する

【法務省】

項目	内容	ステータス
該当なし		

新刊書籍のご案内

新版/詳解 グループ通算制度Q&A

デロイト トーマツ税理士法人 稲見誠一/大野久子 監修 株式会社清文社

平成14年度に創設された我が国の連結納税制 度は、令和4年度からグループ通算制度に改組さ れました。

弊社は連結納税制度についての『詳解 連結納 税制度Q&A』を第9版まで発行し、令和3年2月 にそのグループ通算制度版『詳解 グループ通算 制度Q&A』を発行しましたが、このたび、その 新版を発行することになりました。

本書は、グループ通算制度の適用初年度である 令和5年3月31日期の確定申告を目前に控え、 確定申告書の各別表の記載方法を解説し、また、 事例に基づいた記載例も掲載しております。

更に、令和3年度及び4年度の税制改正の内容 や通達等の改正も反映しております。特に、投資 簿価修正における資産調整勘定対応金額等の加算 措置の創設(令和4年度税制改正)は重要かつ複 雑な改正となっています。

また、概要を説明する上では省略されがちな、

個別制度や組織再編における取扱い、また地方税 における取扱い等についても掲載しています。

グループ通算制度の実務に携わる方必携の1冊 として、広くご利用いただけましたら幸いです。

> 価格 8,250円(税込) 2023年2月刊 ISBNコード: 978-4-433-71072-9



発行済の書籍についてはWebサイトでご覧下さい。 市販の書籍 https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/get-connected/pub/books/bookspublications.html

会計情報

発行日 令和5年2月20日(毎月20日発行)

第559 3月号

発行所 有限責任監査法人トーマツ

テクニカルセンター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング

Tel.03-6213-1070 Fax.03-6213-1145

MailAddress:trc_mailing@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ http://www.deloitte.com/jp/audit トーマツ会計情報 http://www.deloitte.com/jp/atc

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Deloitte.

デロイトトーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワーク のメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ ツルサルティング合同会社、デロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む) の総称です。デロイトトーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市約1万7千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループWebサイト (www.deloitte.com/jp) をご覧くだい。

Deloitte (デロイト)とは、デロイトトウシュトーマッリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。DTTL (または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。プロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市 (オークランド、パンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガボール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。 "Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約415,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツ リミテッド (*DTTL*)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイト・ネットワーク")が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約の時で、誤示を問いません)をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

